

## 第3章 実現のための施策の方針

1. 施策の体系
2. 施策の方針
  - I 施設緑地の確保と整備
  - II 地域制緑地の指定・保全
  - III 緑化の推進



## 第3章 実現のための施策の方針

### 1. 施策の体系

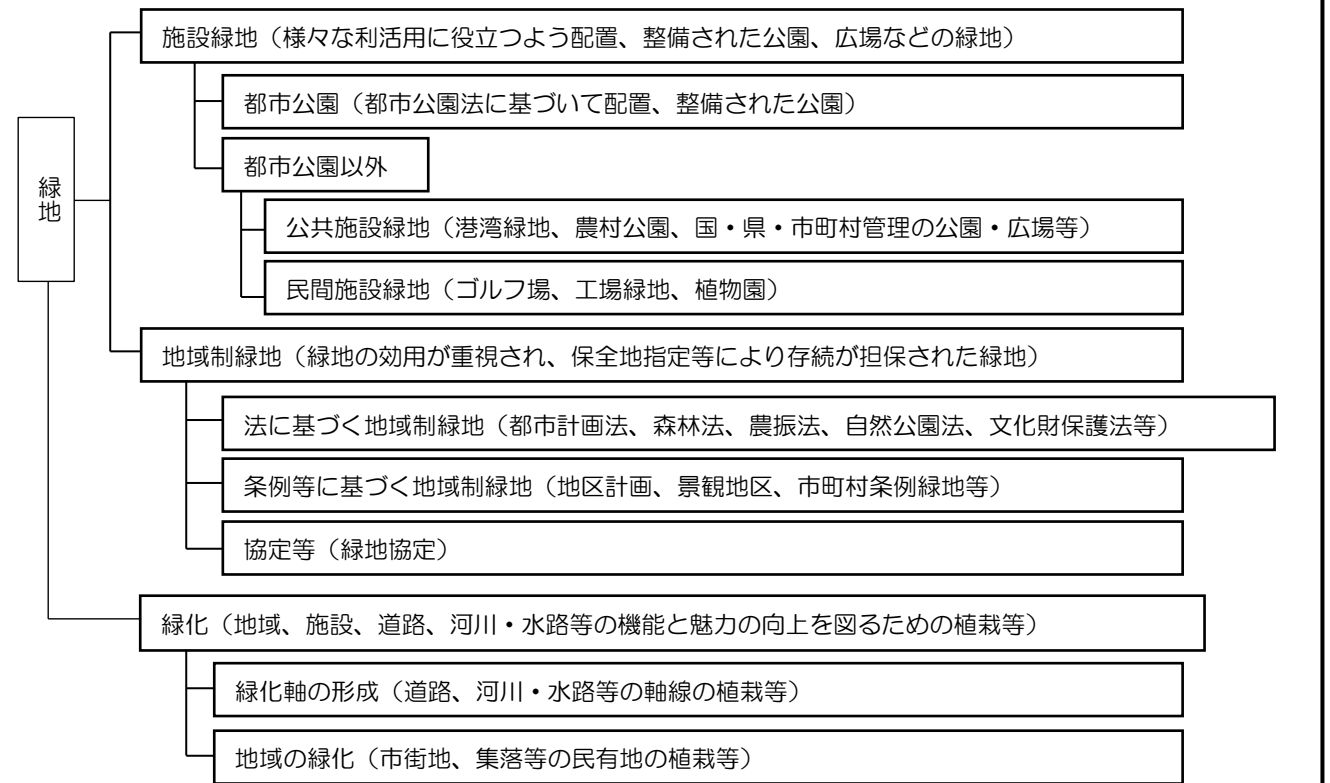
#### (1) 施策の分類

前章で系統別の配置目標を立て、緑地形成にかかる施策の方向を示したが、具体的な施策とするため、緑地と緑化の分類に従い施策の方針を立てるものとする。

施策の分類は次の通りである。

- I 施設緑地の確保と整備
  - 1. 根幹的都市公園の確保と整備
  - 2. 身近な都市公園の確保と整備
  - 3. 公共施設緑地の確保と整備
  - 4. 民間施設緑地の充実
- II 地域制緑地の指定・保全
  - 1. 都市計画法、都市緑地法に基づく緑地保全
  - 2. その他の法に基づく緑地保全
  - 3. 条例や協定等に基づく緑地保全策の推進
- III 緑化の推進
  - 1. 緑化軸の形成
  - 2. 地域の緑化

#### ■緑地・緑化の区分と定義



出典：「緑の基本計画ハンドブック」（社団法人日本公園緑地協会編）より、本計画に合わせ改変

## (2) 系統別配置方針と施策への対応

系統別の配置方針と具体的な施策分類の対応は、次の通りである。

### 1) 環境保全系統

- ・骨格を形成している森林のみどり、農地のみどり、干潟・湿地やサンゴ礁池の海岸や河川水系の水面は地域制緑地として保全・整備を図るとともに、生態系の保全・育成に努める。
- ・根幹的な都市公園を配置し、生態系と環境の保全の中核となる整備を図るとともに既成市街地の緩衝帯となるように「緩衝緑地」の保全・整備に努める。
- ・また、みどりが不足している既成市街地及び市街地形成エリアについては、公共施設緑化、その他公園の整備等で身近なみどりの保全・創出に努める。

### 2) 歴史文化系統

- ・骨格を形成している世界遺産一帯の歴史的環境、グスクや御嶽や聖域等及び琉球の歴史をたどる道筋は地域制緑地として保全・整備を図るとともに道路緑化を進め、周辺地域において活用を図る根幹的な都市公園を配置する。
- ・地域や集落を豊かにいきいきとする郷土的環境の保全・活用については、協定等による地域制緑地の指定を検討するとともに、歴史的資源や公共施設緑化、その他公園の整備等でみどりの保全・創出に努める。

### 3) 防災系統

- ・防災に対して強い環境形成のため、高潮・津波に備える海岸緑地の確保、まちを囲む斜面緑地の保全及び河川緑地の形成を地域制緑地の指定と都市公園の整備を連携させ整備と保全を図る。
- ・避難・復興のための広域の防災公園及び避難地不足圏域での避難公園の確保と整備を図るとともに、避難路及び緩衝帯となる道路、河川緑地の整備と緑化を進める。

### 4) レクリエーション系統

- ・骨格を形成している自然・歴史資産を背景に交流を広げる広域公園および準ずる拠点公園の確保と整備を図る。
- ・地域のレクリエーションを活発にするみどりの拠点を整備水準に適合した身近な都市公園の確保・整備を図るとともに、歴史的資源や公共施設緑化、その他公園の整備等でみどりの保全・創出に努める。
- ・また、それらのネットワークを確保するため、みどりの拠点に至るレクリエーションゾーンの道路と歩道の充実及び緑化を進める。

### 5) 景観系統

- ・景観の骨格を形成しているサンゴ礁と樹林地に縁取られた海岸、石灰岩の丘や島尻の穏やかにゆれる樹林地とハンタ(断崖)、ウージ(さとうきび)の畑等の農地とみどり光る木立等は地域制緑地として保全・整備を図る。
- ・市街地及び周辺では、まちの輪郭を整えるみどりの帯の形成を地域制緑地として保全・整備するとともに、まちのシンボルエリアの形成として、まちの中心緑地・代表緑地を都市公園として保全・整備に努める。
- ・また、みどりの景観が不足している既成市街地及び市街地形成エリアについては、公共施設緑化、民地緑化等で身近なみどり景観の保全・創出に努める。

■系統別配置方針の施策の方向と具体的な施策分類の対応表

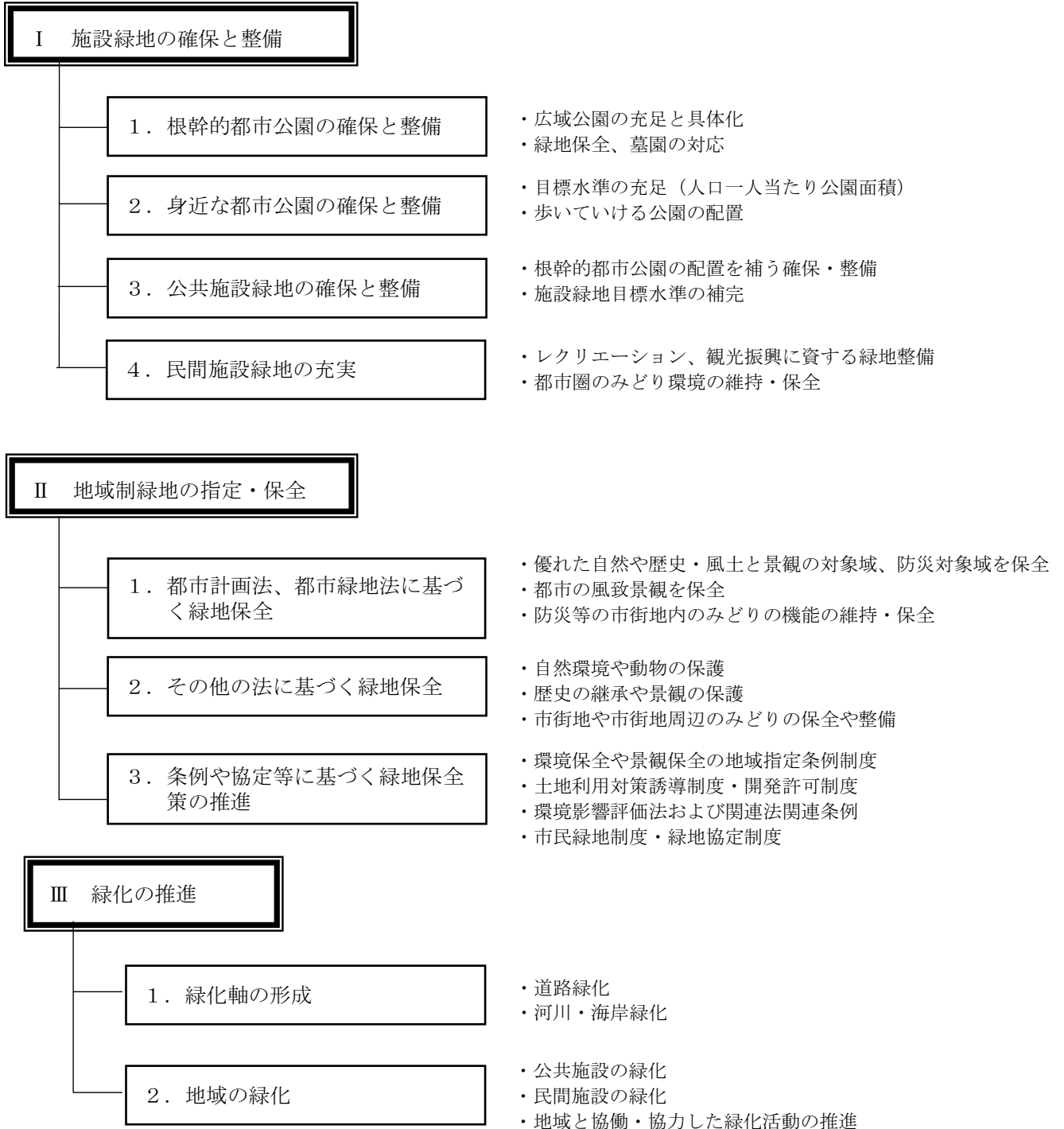
| みどりの系統別の配置方針と検討する施策<br>(P64～68 記載)                    |  | 施策分類        |             |               |            |             |            |            |           |
|---|--|-------------|-------------|---------------|------------|-------------|------------|------------|-----------|
|   |  | 緑地          |             |               |            |             |            | 緑化         |           |
|   |  | 施設緑地        |             |               |            | 地域制緑地       |            | 緑化軸の<br>形成 | 地域の<br>緑化 |
|   |  | 根幹的<br>都市公園 | 身近な<br>都市公園 | 大規模公共<br>施設緑地 | 民間<br>施設緑地 | 都市計画<br>法規制 | その他<br>法規制 |            |           |
| ○環境保全系統<br>特徴ある亜熱帯沖縄の豊かな自然を永續させるみどりづくり                | ・基盤となる自然のみどりの保全による森林域と生物圏の保全                 | ◎           |             |               | ○          |             | ◎          |            |           |
|   | ・多様性を高める農村のみどりの保全による疎林・草地と水面の生物圏の保全と回復       |             |             |               |            |             | ◎          |            | ○         |
|   | ・都市の環境をつくる樹林地帯の保全のため、中心緑地のまとまりと骨格のみどりのつながり確保 | ◎           |             |               |            | ◎           |            |            |           |
|   | ・河川の保全と多自然型整備による自然河川と河辺樹林地の保全、自然性回復とみどり形成    |             |             | ○             |            |             | ◎          | ◎          |           |
|   | ・湧水群と湧水涵養域の保全・整備による湧水樹林地の保護、湧水涵養域の保全とみどりの充実  |             |             |               | ○          |             | ◎          | ○          | ◎         |
|   | ・干潟・湿地やサンゴ礁蘆池の保全と整備による水面環境の保全、水辺樹林地の保全と充実    | ◎           |             |               |            |             | ◎          |            | ◎         |
|   | ・世界遺産一帯の歴史的環境の保全と活用による登録遺産と周辺環境の保全と活用・普及     | ◎           |             |               |            |             | ◎          |            | ○         |
| ○歴史文化系統<br>沖縄の地理的・歴史的経緯から育まれてきた歴史的な文化を継承するみどりづくり      | ・地域を豊かにする歴史的環境の保全・活用のため、グスクや御嶽や聖域等の保全と活用     |             |             |               | ◎          |             | ◎          |            | ○         |
|   | ・集落をいきいきとする郷土的環境の保全・活用のため、ゆかりの郷土資源等の保全と整備    |             | ◎           |               | ○          |             | ◎          |            | ◎         |
|   | ・琉球の歴史をたどる道筋の確保のため、街道・古道・参詣道のみどりの保全と整備       |             |             | ○             |            |             |            | ◎          |           |
|   | ・避難地不足圏域での避難公園と広域の防災公園の確保                    | ◎           |             | ◎             |            |             |            |            |           |
| ○防災系統<br>災害から生命や財産を守り、生活環境の改善につながる安心快適なみどりづくり         | ・高潮・津波に備える海岸緑地の確保、津波対策緑地の整備、高台の避難公園の確保       | ◎           |             | ◎             |            |             | ◎          |            |           |
|   | ・地滑り地域、急傾斜地等斜面崩壊への防備のため、まちを囲む斜面緑地の保全         |             |             |               | ◎          |             | ◎          |            | ◎         |
|   | ・風の道となり防火帯となる河川緑地の形成、市街地内河川の緑地化・緑化の充実        |             |             |               |            |             | ◎          | ◎          |           |
|   | ・防災緩衝帯となる道路のみどりの帯の形成、避難軸線上を重点とする道路緑化の充実      |             |             | ○             |            |             |            | ◎          |           |
|   | ・交流を広げるみどりの拠点の確保と充実のため、広域公園および準ずる拠点公園の確保     | ◎           |             |               |            |             |            |            |           |
| ○レクリエーション系統<br>健康増進、余暇活動、体験型レクリエーションを享受する癒しと潤いのみどりづくり | ・地域のレクリエーションを活発にするみどりの拠点の確保のため、都市公園やその他緑地の充実 | ◎           | ◎           | ◎             |            |             |            |            | ○         |
|   | ・まとまりをつくるレクリエーションゾーンの形成のため、ゾーン内公園緑地の構成の充実    | ◎           |             |               |            |             |            |            | ○         |
|   | ・快適な到達の形成のため、みどりの拠点に至るレクリエーションゾーンの道路と歩道の充実   |             |             | ○             | ○          |             |            | ◎          | ◎         |
|   | ・水面や斜面のみどりの帯形成、田園エリアの保全によるまちの輪郭を整えるみどりの帯形成   |             |             |               |            | ◎           | ◎          | ○          | ◎         |
| ○景観系統<br>自然豊かで魅力あふれる沖縄らしい風景を保全・創出するみどりづくり             | ・まちのシンボルエリアの形成のため、まちの中心緑地・代表緑地の保全と整備         | ◎           |             |               |            |             |            | ○          | ◎         |
|   | ・代表景勝地の保全による郊外景勝地エリアの維持                      | ◎           |             |               |            | ◎           | ◎          | ○          | ◎         |
|   | ・眺望地点の確保と保全のため、整備：眺望地点の環境整備と周辺眺望域の景観保全       | ○           |             | ◎             |            |             |            | ◎          | ◎         |

凡例 ◎: 主要な施策として対応するもの ○: 関連して施策と対応するもの

(3) 施策の体系

- ・ 施策の基本方針を具体化していくため、次のような体系で個別の施策を編成する。個々の施策の内容と具体的な対象は以降に表す。

■ 施策の体系図



## 2. 施策の方針

### I 施設緑地の確保と整備

都市圏の特性に応じて、施設緑地を不足のないように確保し整備の具体化を図る

- ・本計画で推進する根幹的な施設緑地は、都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地であり、都市圏の特性に応じて不足のないように確保・整備を図る。
- ・広域緑地の基本となる根幹的な都市公園は、広域公園等の大規模公園と総合公園、運動公園、特殊公園（風致公園、歴史公園、動植物公園、森林公園、墓園）、都市林、緑道等の配置を検討する。
- ・市町村営都市公園等の身近な都市公園については、歩いていける公園網の配置に努め、その目標水準を提示する。
- ・公園の緑化率は「都市緑化対策推進要綱」（1983年（昭和58年）改正：建設省）に標準が定められており、最小30%以上、基本は50%以上を都市公園の種別に応じて確保を図ることになっている。各地の公園調査では標準の緑化率を確保している事例も多い。したがってみどりの量の確保に加えてさらに質の充実を図り、多様で魅力あるみどりの公園を形成する。
- ・公共施設緑地、民間施設緑地は都市公園を補完し、準ずるものとして、各種事業の進捗に応じて配置を図るものとする。

#### 1. 根幹的都市公園の確保と整備（広域公園、都市基幹公園、特殊公園 等）

##### a. 広域公園の充足と具体化

- ・広域公園（普天間基地返還跡地、（仮称）宮古広域公園等）の具体化を目指すとともに、都市基幹公園の確保を検討する。

##### b. 緑地保全や墓園の対応

- ・その他の公園については緑地保全上の調整、その他関連条件の整備など状況に応じて具体化を進めていく。また本島中南部では墓園の対応地を検討していく。

#### 2. 身近な都市公園の確保と整備（市町村営公園の計画水準の確保）

##### a. 目標水準の充足

- ・県民が日常、歩いて利用できる住区基幹公園と、都市の中心施設の一つとなる都市基幹公園の計画面積の確保を図る。整備の必要量が標準面積未満の対象では、既指定公園の拡張などによる対応を検討する。
- ・各種別の配分は市町村の「緑の基本計画」で定めるが、基本的な整備の方向は第4章で示す「圏域別の施策の推進方針」に示す目標水準を目安とする。

**b. 歩いて行ける公園網の配置**

- ・住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）は、公園が持つ標準的な誘致圏で対象とする市街地の範囲を充足するような必要な箇所数の公園をつなぎよく配置し、歩いていける公園網の充足を図る。都市人口に応じて市街地の外にも必要な範囲に住区基幹公園の配置を加える。

**3. 大規模公共施設緑地の確保・整備（都市計画以外の公共施設整備事業）**

**a. 根幹的都市公園の配置を補う確保・整備**

- ・都市計画以外の事業手法によって整備が検討されている一定規模以上の緑地・余暇施設（概ね4ha以上）を広域の公共施設緑地と位置づけ、不足している根幹的都市公園を補うよう配置する。

**b. 施設緑地目標水準の補完**

- ・都市公園等が不足する圏域にあっては、施設緑地整備水準の向上をもたらす緑地とし、その確保・整備の具体化を促進する。

**4. 民間施設緑地の充実**

**a. レクリエーション、観光振興に資する緑地整備**

- ・県民の余暇利用と観光客の来訪ニーズに応じて整備されている動植物公園、観光牧場、観光園地などであり、観光振興上大きな役割を果たしている。
- ・これらは都市公園や公共施設緑地と連携する広域的緑地として重要であり、レクリエーション、観光振興に資する緑地として整備を促進する。

**b. 都市圏のみどり環境の維持・保全**

- ・緑地が少ない那覇広域、中部広域の都市圏では都市に必要なみどりの環境を確保するために、市街地及び周辺領域に維持が望まれる緑地として位置づける。
- ・新規施設の計画においては、利用者のニーズに合った広域的なみどりの回廊の形成を促進する緑地として検討する。整備の段階では一帯の自然や景観及び歴史的環境などが保全され、周辺の水域や土地利用、地域の生活環境に影響を生じないよう具体化を図るものとする。



■都市公園の整備計画

(単位:ha)

|        |      | 都市計画区域全体 |         |         | 那覇広域  |       |         | 南城   |      |      | 中部広域  |       |       |
|--------|------|----------|---------|---------|-------|-------|---------|------|------|------|-------|-------|-------|
|        |      | 供用       | 計画      | 目標      | 供用    | 計画    | 目標      | 供用   | 計画   | 目標   | 供用    | 計画    | 目標    |
| 住区基幹公園 | 街区公園 | 121.0    | 131.3   |         | 61.6  | 66.2  |         | 2.7  | 2.8  |      | 40.7  | 44.0  |       |
|        | 近隣公園 | 156.9    | 203.4   |         | 65.9  | 80.5  |         | 0.6  | 0.6  |      | 50.2  | 75.3  |       |
|        | 地区公園 | 114.8    | 135.5   |         | 53.0  | 68.3  |         | 9.0  | 11.2 |      | 34.3  | 34.2  |       |
|        | 小計   | 392.7    | 470.1   | 600.7   | 180.5 | 214.9 | 318.9   | 12.4 | 14.6 | 16.0 | 125.3 | 153.5 | 169.3 |
| 都市基幹公園 | 総合公園 | 257.8    | 476.0   |         | 139.4 | 245.7 |         | 2.5  | 23.6 |      | 54.9  | 108.9 |       |
|        | 運動公園 | 199.6    | 229.9   |         | 107.1 | 115.7 |         | 0.0  | 0.0  |      | 74.3  | 93.1  |       |
|        | 小計   | 457.4    | 705.9   | 841.1   | 246.5 | 361.4 | 406.7   | 2.5  | 23.6 | 74.7 | 129.3 | 202.0 | 240.8 |
| 広域公園   | 広域公園 | 456.4    | 693.6   | 844.8   | 68.0  | 165.0 | 265.0   | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 47.5  | 70.4  | 70.4  |
|        | 小計   | 456.4    | 693.6   | 844.8   | 68.0  | 165.0 | 265.0   | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 47.5  | 70.4  | 70.4  |
| その他    |      | 156.0    | 510.2   | 651.9   | 60.6  | 105.3 | 198.3   | 8.4  | 8.4  | 8.4  | 34.0  | 60.5  | 109.1 |
| 合計     |      | 1,462.5  | 2,379.8 | 2,938.5 | 555.6 | 846.6 | 1,189.0 | 23.3 | 46.6 | 99.1 | 336.1 | 486.4 | 589.6 |

(単位:ha)

|        |      | 名護    |       |       | 本部   |      |      | 宮古    |       |       | 石垣    |       |       |
|--------|------|-------|-------|-------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        |      | 供用    | 計画    | 目標    | 供用   | 計画   | 目標   | 供用    | 計画    | 目標    | 供用    | 計画    | 目標    |
| 住区基幹公園 | 街区公園 | 13.3  | 13.4  |       | 0.0  | 0.0  |      | 2.3   | 2.6   |       | 0.4   | 2.4   |       |
|        | 近隣公園 | 19.3  | 18.9  |       | 1.7  | 1.8  |      | 9.7   | 15.1  |       | 9.5   | 11.2  |       |
|        | 地区公園 | 0.8   | 4.1   |       | 0.0  | 0.0  |      | 17.7  | 17.6  |       | 0.0   | 0.0   |       |
|        | 小計   | 33.4  | 36.4  | 36.4  | 1.7  | 1.8  | 4.7  | 29.6  | 35.3  | 35.3  | 9.9   | 13.6  | 20.1  |
| 都市基幹公園 | 総合公園 | 23.6  | 36.1  |       | 0.0  | 0.0  |      | 37.5  | 44.7  |       | 0.0   | 17.0  |       |
|        | 運動公園 | 0.0   | 0.0   |       | 0.0  | 0.0  |      | 0.0   | 0.0   |       | 18.1  | 21.1  |       |
|        | 小計   | 23.6  | 36.1  | 36.1  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 37.5  | 44.7  | 44.7  | 18.1  | 38.1  | 38.1  |
| 広域公園   | 広域公園 | 59.1  | 71.1  | 71.1  | 71.8 | 95.0 | 95.0 | 0.0   | 0.0   | 51.2  | 210.0 | 292.1 | 292.1 |
|        | 小計   | 59.1  | 71.1  | 71.1  | 71.8 | 95.0 | 95.0 | 0.0   | 0.0   | 51.2  | 210.0 | 292.1 | 292.1 |
| その他    |      | 7.4   | 7.4   | 7.4   | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 40.4  | 266.1 | 266.1 | 5.2   | 62.6  | 62.6  |
| 合計     |      | 123.4 | 151.0 | 151.0 | 73.5 | 96.8 | 99.7 | 107.5 | 346.1 | 397.3 | 243.2 | 406.4 | 412.9 |

※その他：風致公園・歴史公園・動植物公園・墓園・市民緑地・都市緑地など

※小数点以下の表示の関係上、合計は必ずしも一致しない。

■整備を予定する都市公園一覧

| 圏域   | 種別    | 公園名              | 市町村名 | 面積(ha) |
|------|-------|------------------|------|--------|
| 那覇広域 | 広域    | 普天間跡地(仮)         | 宜野湾市 | 100.0  |
|      |       | キャンプ瑞慶覧(仮)       | 宜野湾市 | 71.0   |
|      |       | 牧港補給地区(仮)        | 浦添市  | 70.0   |
|      |       | 那覇港湾施設(仮)        | 那覇市  | 15.0   |
|      |       | 長嶺城址総合公園         | 豊見城市 | 13.6   |
|      | 新規計画分 |                  |      | 72.8   |
|      | 圏域合計  |                  |      | 342.4  |
| 南城   | 広域    | 佐敷上グスク           | 南城市  | 8.7    |
|      |       | 斎場御嶽             | 南城市  | 16.0   |
|      |       | 知念グスク            | 南城市  | 9.3    |
|      |       | 系数グスク            | 南城市  | 17.2   |
|      | 新規計画分 |                  |      | 1.4    |
|      | 圏域合計  |                  |      | 52.5   |
| 中部広域 | 広域    | 東部海浜都市公園(仮)      | 沖縄市  | 16.0   |
|      |       | 勝連城跡周辺文化拠点(仮)    | うるま市 | 8.2    |
|      |       | キャンプ瑞慶覧(仮)       | 北谷町  | 49.0   |
|      |       | キャンプ桑江南側(仮)      | 北谷町  | 16.0   |
|      |       | 陸軍貯油施設第1桑江タンク(仮) | 北谷町  | 14.0   |
|      | 新規計画分 |                  |      | 0.0    |
|      | 圏域合計  |                  |      | 103.2  |
| 名護   | 新規計画分 |                  |      | 0.0    |
|      | 圏域合計  |                  |      | 0.0    |
| 本部   | 新規計画分 |                  |      | 2.9    |
|      | 圏域合計  |                  |      | 2.9    |
| 宮古   | 広域    | (仮称)宮古広域公園       | 宮古島市 | 51.2   |
|      | 新規計画分 |                  |      | 0.0    |
|      | 圏域合計  |                  |      | 51.2   |
| 石垣   | 新規計画分 |                  |      | 6.5    |
|      | 圏域合計  |                  |      | 6.5    |
| 全圏域  | 総計    |                  |      | 558.6  |

※小数点以下の表示の関係上、合計は必ずしも一致しない。

コラム：(仮称)宮古広域公園の整備計画

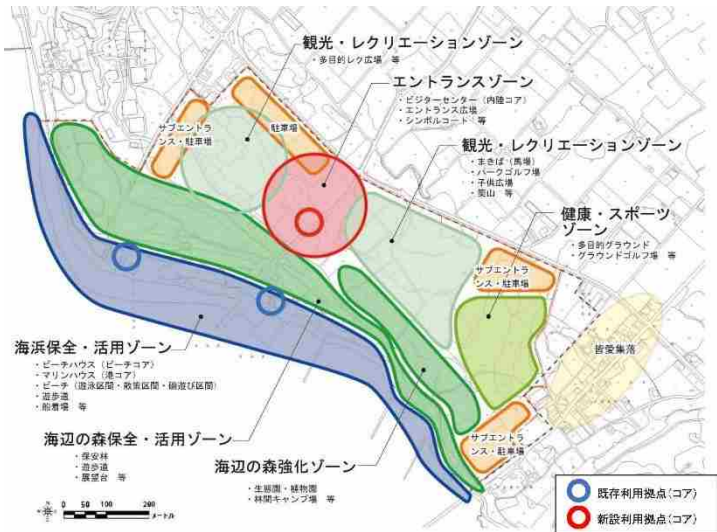
沖縄県では、平成24年5月に「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定し、宮古圏域において「広域的レクリエーション需要に対応した広域公園整備の計画づくりに取り組んでいます。

「(仮称)宮古広域公園基本計画」を策定し、公園に必要な施設やその配置、管理運営の在り方などを決めました。

公園の位置と区域については、平成26年12月に策定された「宮古広域公園基本構想検討業務」において、宮古島の南西海岸にある前浜ビーチとその背後と決まり、最大56ha確保可能とされました。

■基本理念

『マークヌ・オー・イム・パーク(宮古の青い海公園)』



図：ゾーニング計画図

「(仮称)宮古広域公園基本計画(沖縄県)」より

平成29年2月 (仮称)宮古広域公園基本計画



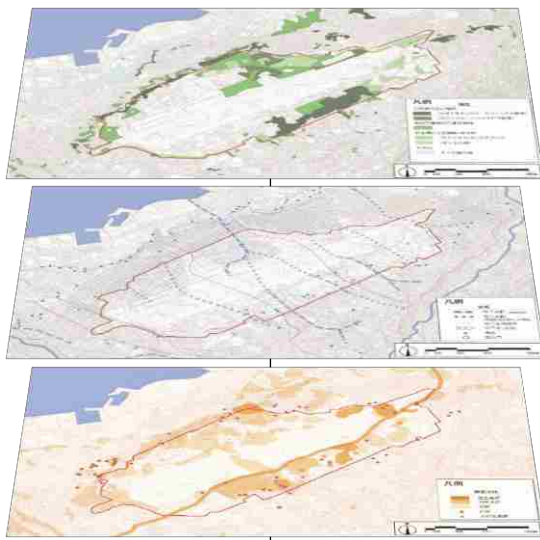
「(仮称)宮古広域公園基本計画(沖縄県)」より

コラム：普天間公園（仮称）の整備計画

沖縄県には、駐留軍用地が多く存在しており、平成8年の沖縄に関する特別委員会(SACO)及び平成18年の日米安全保障協議委員会(SCC)により、嘉手納飛行場より南の6施設(1,000ha~1,500ha)の大規模な駐留軍用地の返還が合意された。

この中で、普天間飛行場(480.5ha)は平成34年度又はその後返還予定であり、駐留軍用地跡地利用計画において「新たな沖縄の振興拠点」として位置づけられ、沖縄県内でも重要な地域となっている。

普天間飛行場跡地利用計画の中で「普天間公園（仮称）」の整備が計画されており、「全体計画の中間とりまとめ」にて、普天間公園（仮称）を含むネットワーク型の公園緑地（少なくとも約100ha以上）の配置方針が示されている。



植生評価：東西に在来種樹林地がまとまって残る。特に東側は戦前からの自然林が分布。

水資源評価：跡地内を地下水系が横断し下流の湧水の水源となる。東側集落付近にも湧水など水関連の施設が集積する。

歴史文化資源評価：並松街道はじめ宜野湾市が重要文化財と位置づけた遺跡、集落跡がある。その他遺跡等も多数分布。



緑、水、歴史文化、いずれの資源も評価が高い東西のエリアとこれをつなぐ水系を含む一帯を、普天間公園（仮称）～シマの基層を踏まえた万国津梁公園～にふさわしい場と位置づける。

図：普天間公園(仮称)基本構想図  
「普天間飛行場跡地(仮称)普天間公園等検討調査業務報告書(沖縄県)」より

## ■大規模公共施設緑地の確保計画

(単位：ha)

|      | 現況    | 目標    |
|------|-------|-------|
| 那覇広域 | 103.6 | 230.6 |
| 南城   | 0.0   | 0.0   |
| 中部広域 | 43.9  | 80.9  |
| 名護   | 21.7  | 21.7  |
| 本部   | 10.1  | 24.1  |
| 宮古   | 48.1  | 60.1  |
| 石垣   | 16.9  | 35.9  |
| 合計   | 244.3 | 453.3 |

※小数点以下の表示の関係上、合計は必ずしも一致しない。

## ■確保・整備を予定する大規模公共施設緑地一覧

| 圏域   | 公共施設緑地名        | 所在          | 規模(ha) |
|------|----------------|-------------|--------|
| 那覇広域 | 運玉森            | 与那原町<br>西原町 | 60.0   |
|      | 雨乞森            | 与那原町        | 60.0   |
|      | 北中城村東海岸域整備事業   | 北中城村        | 2.0    |
|      | 那覇港新港地区港湾緑地    | 那覇市         | 5.0    |
|      | 合計             |             | 127.0  |
| 南城   | 合計             |             | —      |
| 中部広域 | 天願川ふるさとの川整備事業  | うるま市        | 24.0   |
|      | 比謝川沿岸整備事業      | 嘉手納読谷       | 13.0   |
|      | 合計             |             | 37.0   |
| 名護   | 合計             |             | —      |
| 本部   | 山里円錐カルスト       | 本部町         | 4.0    |
|      | 桜並木公園          | 本部町         | 10.0   |
|      | 合計             |             | 14.0   |
| 宮古   | 平良港コースタルリゾート構想 | 宮古島市        | 12.0   |
|      | 合計             |             | 12.0   |
| 石垣   | 石垣港新港地区        | 石垣市         | 19.0   |
|      | 合計             |             | 19.0   |
| 全圏域  | 総計             |             | 209.0  |

※小数点以下の表示の関係上、合計は必ずしも一致しない。

■民間施設緑地の確保計画

(単位：ha)

|      | 現況      | 目標      |
|------|---------|---------|
| 那覇広域 | 409.8   | 409.8   |
| 南城   | 252.0   | 252.0   |
| 中部広域 | 313.2   | 313.2   |
| 名護   | 158.0   | 158.0   |
| 本部   | 132.3   | 132.3   |
| 宮古   | 228.8   | 228.8   |
| 石垣   | 131.0   | 131.0   |
| 合計   | 1,625.1 | 1,625.1 |

※小数点以下の表示の関係上、合計は必ずしも一致しない。

■主な民間施設緑地一覧

| 圏域              | 民間施設緑地名        |                             | 規模(ha)        | 備考(区域)                      |
|-----------------|----------------|-----------------------------|---------------|-----------------------------|
| 那覇広域            | ゴルフ場<br>378.7  | 豊見城市 豊見城市カントリークラブ           | 13.2          | 外(市街地外)                     |
|                 |                | 豊見城市 シーサイドゴルフクラブ            | 14.6          | 外                           |
|                 |                | 糸満市 南山カントリー                 | 22.5          | 外                           |
|                 |                | 糸満市 パームヒルズゴルフクラブ            | 71.2          | 外                           |
|                 |                | 浦添市 バブリックゴルフ浦添              | 4.6           | 内(市街地内)                     |
|                 |                | 北中城村 大西テラスゴルフクラブ            | 32.5          | 外                           |
|                 |                | 中城村 オーシャンキャッスルカントリークラブ      | 77.2          | 外                           |
|                 |                | 西原町 沖縄カントリークラブ              | 45.9          | 外                           |
|                 |                | 西原町 西原グリーンセンター              | 9.2           | 外                           |
|                 |                | 八重瀬町 那覇ゴルフ倶楽部               | 75.6          | 外                           |
|                 | 与那原町 東洋ゴルフクラブ  | 12.2                        | 外             |                             |
|                 | 植物園地<br>31.1   | 豊見城市 豊見城城址                  | 16.5          | 外 一部文化観光施設化検討               |
|                 |                | 糸満市 ひめゆりパーク                 | 7.3           | 外                           |
| 糸満市 メキシコ公園サラバンダ |                | 7.3                         | 外 一部自然公園区域と重複 |                             |
| 計               |                |                             | 409.8         |                             |
| 南城              | ゴルフ場<br>252.0  | 南城市 琉球ゴルフ倶楽部                | 201.8         | 外外(市街地外周領域の外)               |
|                 |                | 南城市 守礼カントリークラブ              | 50.2          | 外外                          |
|                 | 計              |                             |               | 252.0                       |
| 中部広域            | ゴルフ場<br>273.57 | うるま市 沖縄ロイヤルゴルフクラブ           | 158.0         | 外                           |
|                 |                | うるま市 東恩納高原ゴルフクラブ            | 8.9           | 外                           |
|                 |                | うるま市 東山カントリークラブ             | 19.6          | 外                           |
|                 |                | うるま市 具志川ゴルフクラブ              | 14.4          | 外                           |
|                 |                | 読谷村 残波ゴルフクラブ                | 18.8          | 外                           |
|                 |                | 読谷村 アロハゴルフクラブ               | 10.8          | 外                           |
|                 |                | 読谷村 クイーンズトラップゴルフクラブ         | 43.1          | 外                           |
|                 | 植物園地<br>64.65  | うるま市 ビオスの丘                  | 24.8          | 外                           |
|                 |                | 沖縄市 東南植物楽園                  | 14.9          | 外                           |
|                 |                | 計                           |               |                             |
| 名護              | ゴルフ場<br>158    | 名護市 久志岳ゴルフガーデン              | 28.0          | 外外                          |
|                 |                | 名護市 名護パブリックゴルフクラブ           | 27.0          | 外                           |
|                 |                | 名護市 カヌチャゴルフコース              | 103.0         | 外外                          |
|                 | 計              |                             |               | 158.0                       |
| 本部              | ゴルフ場<br>132.3  | 本部町 グリーンパークホテルゴルフ場          | 13.9          | 外                           |
|                 |                | 本部町 ペルビーチゴルフクラブ             | 118.4         | 外                           |
|                 | 計              |                             |               | 132.3                       |
| 宮古              | ゴルフ場<br>228.79 | 宮古島市 松が原ゴルフクラブ              | 4.7           | 外                           |
|                 |                | 宮古島市 エメラルドコーストゴルフリンク        | 78.3          | 外                           |
|                 |                | 宮古島市 シギラベイカントリークラブ          | 29.2          | 外外                          |
|                 |                | 宮古島市 オーシャンリンクス宮古島           | 116.6         | 外外                          |
|                 | 計              |                             |               | 228.8                       |
| 石垣              | ゴルフ場<br>131.0  | 石垣市 (仮称)石垣リゾート&コミュニティゴルフコース | 120.0         | 外                           |
|                 |                | 石垣市 マエサトゴルフコース              | 11.0          | 外                           |
|                 | 計              |                             |               | 131.0                       |
| 総計              |                |                             | 1,625.1       | ゴルフ場1,554.4ha<br>植物園地70.7ha |

※小数点以下の表示の関係上、合計は必ずしも一致しない。

## II 地域制緑地の指定・保全

沖縄のみどりを持つ多様な特性を保ち県土の環境を豊かに維持していくため、市街地から圏域の周囲に向けて地域制緑地の指定を始めとする緑地保全の方策を進める

- ・丘陵山地の起伏の連なりや川沿い・海岸のみどりの中で、自然性や歴史性・郷土性を表す、特に重要な範囲や市民と係わりのある所から、都市計画に基づく緑地保全制度や関係保全制度の導入を進める。
- ・都市計画に基づく風致や緑地の保全制度及び都市公園の確保施策と連携して、地域に適用可能な自然保護、景観保全、森林管理、県土の保全、農地管理などの保全制度や開発規制の制度による緑地の担保を検討し、また緑地の保全に関わる地域住民の協定制度やNPOの保全活動との連携しながら、総合的な緑地保全の方策を推進する。

## 1. 都市計画法、都市緑地法に基づく緑地保全

- ・都市圏のみどりの環境を豊かに維持していくため、将来市街地面積の3割に相当する範囲を緑地として確保を図る必要がある。特に市街地を取り巻くみどりの帯の形成や地形の骨格的な位置に当たる緑地は、地域制緑地として指定し、市民緑地制度などと組み合わせて緑地保全方策の推進を図るものとする。
- ・市街地及び周辺のみどりの保全を図るべき地域には風致地区制度と緑地保全地区の設定を、市街地内の農地については一部に生産緑地地区の導入を図る。また、これらの制度を実現するために、風致地区や緑地保全地区については市民と行政の連携を進めて、市民緑地制度の導入を図る。
- ・那覇広域、中部広域の都市圏では駐留軍用地内のみどりの維持、民間施設緑地の確保を進め、これらに連携する農用地についても緑地としての位置づけを図って一体的に保全していく方策を進める。
- ・保全緑地の内、緑地保全地域や条例緑地による市街地内のみどりの確保については具体的には市町村の「緑の基本計画」に基づくものとする。
  - a. 優れた自然や歴史・風土と景観の対象域、防災対象域を保全（緑地保全地域や特別緑地保全地区）
    - ・市街地および周辺のみどりの保全に重要な地域で市民の係わりが期待される範囲に、緑地保全地域や特別緑地保全地区の導入を検討する。これらは、指定に伴って必要な土地の買い上げに国の補助があるため、最も重要な地域に組み合わせて導入を図る。
  - b. 都市の風致景観を保全（風致地区）
    - ・市街地の周辺において風致環境を維持する範囲を重点に風致地区の導入を検討し、都市のみどりの地域形成の中心的な方策とする。対象としては、地域の市民が係わりを進める一帯の保全において必要な範囲、公園環境の保全において重要な範囲や将来の公園検討範囲及び世界遺産の登録地域を重点に導入の検討を進める。

c. 防災等の市街地内のみどりの機能の維持・保全（生産緑地地区）

- ・市街地の農地の防災等のみどりの機能を維持し保全する所に生産緑地地区の導入を検討する。これらは、指定後30年経過後等には地権者の申し出を元に公共用地として確保ができる可能性がある。

## 2. その他の法に基づく緑地保全

- ・自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区特別地区、保安林、文化財、農用地区域などが指定された区域は、今後もその適正な保全や活用を促進する。
- ・以下の制度の導入を検討する対象地域については、都市計画に基づく地域制緑地制度と分担・連携を図りながら各々の所管行政を中心に適切な制度導入の方向を検討していくことにする。

a. 自然環境や動物の保護

（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区（特別保護地区）など）

- ・優れた自然景観や良好な自然を擁する自然地域が広がる範囲については自然公園制度導入の検討を行う地域とする（国立公園・国定公園の拡張、県立自然公園の指定）。
- ・自然地域にある貴重な自然については、自然環境保全地域の導入を検討する地域とする。
- ・今後の保全対策が必要な鳥獣の生息域については、鳥獣保護地区を検討する地域とする。

b. 歴史の継承や景観の保護（史跡・名勝・天然記念物や保存樹林、景観地区など）

- ・小規模あるいは市街地から離れた貴重な植物群落や樹木・樹木群などの存在範囲については文化財・天然記念物や樹木保存法指定等の導入を検討する地域とする。

c. 市街地や市街地周辺のみどりの保全や整備

（保安林、農用地区域、港湾区域、河川区域など）

- ・森林地域で保全が必要と考えられる地域については、水源涵養や防風防潮、風致等の保安林の指定を検討する地域とする。
- ・市街地周辺の農地は農用地区域として今後も良好に維持していくものとする。

### 3. 条例等に基づく緑地保全策の推進

- ・ 沖縄県及び市町村の環境や景観の保全に関する条例等の制度として次の例があり、開発行為の規制（許可・届出）、景観形成基準による指導、住民協定による自主的な環境管理・緑化などの施策が進められている。
- ・ 都市圏におけるみどりの保全対策は、都市公園や都市計画に基づく地域制緑地制度と次に示す制度と分担を図りながら全体として総合的な緑地保全対策を進めていく。

#### ■ 沖縄県及び市町村の環境や景観の保全に関する条例等

- ア. 沖縄県景観形成条例：景観形成モデル地区指定、景観形成住民協定の締結。
- イ. 市町村の条例の例
- 【「沖縄県景観形成条例」「市町村の環境保全または景観保全条例」の施行市町村】
- 那覇市、浦添市、宮古島市、石垣市など。
- a 那覇市都市景観条例：都市景観形成地域指定。
- b 浦添市里浜の保全及び活用の促進に関する条例：「里浜」（カーミージー周辺の海岸）の指定と保全
- c 宮古島市自然環境保全条例：保全種・保存樹の指定。
- d 石垣市景観形成条例：景観形成地域の指定、景観協定の締結。
- 【世界遺産の登録史跡等を擁する市町村】
- 都市計画区域：那覇市、読谷村、うるま市、北中城村、中城村、南城市。
- 都市計画区域隣接：今帰仁村
- a 那覇市文化財保護条例：文化財の指定
- b 読谷村座喜味城跡の環境保全に関する条例：座喜味城跡環境保全区域指定。
- c 勝連城跡の環境保全に関する条例：環境保全地区の指定。
- d 北中城村全村植物公苑づくり条例：重点地区の指定、景観協定の締結。
- e 中城村自然環境の確保に関する条例：歴史的文化的景観保護地区指定。
- f 南城市開発事業手続条例：開発行為等について規制する地域の指定
- g 今帰仁村歴史文化遺産の環境確保に関する条例：歴史文化遺産の保存活用

- ・ これらは景観の観点から地域全体の緑地的環境の保全を進めるものとして重要であり、市町村の主体的な取り組みとして位置づけることができる。市町村の「緑の基本計画」では都市計画に定める緑地関連制度を補完するこのような地域独自の取り組みの促進を図る。
- ・ 広域緑地計画ではこれらの取り組みを支援し、地域に存在する広域的に重要な保全対象については必要に応じ、保全強化の施策・制度の援用を図る。特に世界遺産の登録地域や景観のまちづくりを進める地域で、今後、市街化の進展が予想されるような地域については、土地の買い上げもできる特別緑地保全地区制度や地権者の土地の管理を支援し市民の係わりを進める市民緑地制度と周辺の広い範囲を保全できる風致地区制度の導入、計画的な保全と整備を展開できる地区計画制度などの導入を検討していく。



#### a. 環境保全や景観保全の地域指定条例制度

- ・沖縄県やいくつかの市町村においては、環境や景観の保全を進める条例制度が定められている。これらの地域では、必要に応じて条例の活用を図る。
- ・近年は、多くの市町村で景観法に基づく景観計画が策定されており、これに基づくみどりの保全や創出に努める。
- ・ハンタ（断崖）緑地など都市の貴重なみどりの保全については、風致地区や特別緑地保全地区など都市計画の手法を検討する。

#### b. 土地利用対策誘導制度・開発許可制度

- ・適正な土地利用の誘導のため地滑りや急傾斜地崩壊の防止地域指定の制度と都市計画法や森林法に基づく開発許可制度がある。また、「沖縄県県土保全条例」や市町村の開発指導要綱が定められ一定規模以上の開発行爲について環境保全上の指導措置が図られている。
- ・土地の開発者等においては、これらの条例等を遵守するとともに、例えば、都市部における開発においては、壁面緑化や屋上緑化などを自ら積極的にを行い、みどりの創出に寄与することが期待される。

#### c. 環境影響評価法および関連法関連条例

- ・大規模な開発に際しては、「環境影響評価法」や「沖縄県環境影響評価条例」の対応が用意されている。また県内では「沖縄県赤土等流出防止条例」や「水質汚濁防止法」をはじめ環境汚染の防止や廃棄物の抑制等、循環型社会の形成に係わる条例等が制定されており、これらの運用により、地域の適切な環境管理が進めていくものとする。

#### d. 市民緑地制度・緑地協定制

- ・市民緑地とは、認定等を受けて一般の住民の利用に供する緑地又は緑化施設をいう。地方公共団体またはみどり法人が土地等の所有者と契約する市民緑地と、民間組織が市民緑地設置管理計画を作成、市町村による認定を受け、作成した計画に基づき設置管理する市民緑地がある。地域の特性に合わせた適切な活用を検討する。
- ・緑地協定制は、住民が地域の景観や緑の保全と緑化及び管理の行動を協定に定め、協働して取り組む制度である。住民が主体となって緑地の保全や緑化に取り組む地域での活用が想定される。

#### コラム：都市農地の保全の推進

農地はこれまで、「市街化区域内的の農地は宅地化すべきもの」として位置付けられていましたが、近年の農業に対する関心の高まりや東日本大震災を契機とした防災意識の向上（避難場所等としての役割）などといった都市の中の農地の役割が見直しされ、都市緑地法の中で「緑地」として位置付けられました。

北中城村では、「ひまわり IN 北中城」として平成21年度より遊休地を活用した日本一早いヒマワリ畑のイベントが開催さ

れ、もともとは、遊休地の解消にひまわりを植えて緑肥にしようとしたものが、ヒマワリ畑の様子が口コミで話題となり、地域の賑わいの創出に寄与しています。



e. 地域制緑地の普及

- ・都市化が進展し地域のまとまりが薄れ、土地の利活用が多様化する中で、地域の緑地環境を維持するための合意形成は難しくなり、地域主体による地域制緑地の導入を具体化するには相当な時間を必要とする。
- ・社会情勢は都市人口の減少、無秩序な市街地拡大の抑制などに方向転換しており、今後は「世界遺産登録」や「ラムサール条約登録」によって培われてきたみどりに関する住民意識の高まりを活かしながら、地域制緑地の普及と導入を進めていく必要がある。
- ・駐留軍用地跡地の緑地については、跡地利用の中で公園確保と共に地域制緑地の導入を検討する。

■ 地域制緑地一覧

(単位 : ha)

|      | 行政面積         | 風致地区    | 自然公園特別  | 自然環境保全地域 | 保安林区域   | 天然記念物 |       | 農用地区域    | 特別鳥獣保護区 | 河川    | 重複面積    | 地域制緑地    |     |
|------|--------------|---------|---------|----------|---------|-------|-------|----------|---------|-------|---------|----------|-----|
|      |              |         |         |          |         | 国指定   | 県指定   |          |         |       |         | 合計       | 割合  |
| 那覇広域 | 現況 21,742.0  | 112.6   | 484.2   | 0.0      | 82.0    | 57.2  | 0.7   | 3,791.3  | 77.0    | 128.5 | 161.2   | 4,572.3  | 21% |
| 南城   | 現況 4,791.1   | 1,098.0 | 0.0     | 0.0      | 29.6    | 0.0   | 0.0   | 1,978.0  | 0.0     | 1.7   | 381.2   | 2,726.1  | 57% |
| 中部広域 | 現況 19,900.0  | 2.1     | 19.0    | 0.0      | 200.0   | 0.0   | 0.0   | 2,754.0  | 8.0     | 125.6 | 37.1    | 3,071.5  | 15% |
| 名護   | 現況 21,037.0  | 45.4    | 849.0   | 156.2    | 1,465.0 | 86.1  | 228.5 | 3,649.0  | 207.0   | 105.3 | 203.0   | 6,588.4  | 31% |
| 本部   | 現況 5,430.0   | 0.0     | 354.0   | 0.0      | 106.0   | 0.0   | 46.9  | 1,155.0  | 0.0     | 5.5   | 0.0     | 1,667.4  | 31% |
| 宮古   | 現況 16,530.0  | 0.0     | 0.0     | 0.0      | 852.1   | 0.0   | 0.0   | 10,162.0 | 0.0     | 0.0   | 1,362.1 | 9,652.0  | 58% |
| 石垣   | 現況 22,338.0  | 0.0     | 6,910.0 | 0.0      | 2,895.0 | 733.7 | 5.5   | 11,669.0 | 157.0   | 194.2 | 5,824.4 | 16,740.0 | 75% |
| 合計   | 現況 111,768.1 | 1,258.1 | 8,616.2 | 156.2    | 5,629.7 | 877.0 | 281.6 | 35,158.3 | 449.0   | 560.7 | 7,969.0 | 45,017.7 | 40% |

※沖縄県土地利用規制現況図説明書（平成 28 年度）より

コラム：緑化地域制度

制度の概要

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度である。これにより効果的に緑を創出することができる。（都市緑地法第 34 条）

○指定要件

指定の要件は「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」である。

○指定主体

緑化地域は、都市計画法における地域地区として市町村が計画決定を行う。  
東京都世田谷区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市が実施している。

<横浜市の場合>

- ・住居系用途地域全域が緑化地域に指定されている。（平成 21 年 4 月 3 日告示）
- ・500 m<sup>2</sup>以上の敷地で建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の 10%以上の緑化が義務付けられる。
- ・これまで横浜市は、市独自の制度として「緑の環境をつくり育てる条例」等により建築物等の緑化協議を行っているが、平成 21 年 4 月 3 日から新たに緑化地域制度を施行した。



■ 緑化地域

### Ⅲ 緑化の推進

#### 安心・快適なまちの緑化や美ら島沖縄のまちの顔づくりを広げるために、みどりの回廊の形成を図る

広域緑地計画で進める緑化の方向は、ギンネム林等の荒廃地を減らし、「軸」と「地域」の緑化を図ることにある。これらは市街地の中心地域をみどりで整える「みどりによるまちの顔づくり」と県土にみどりを広げる「地域の緑化」によって形成を図ることとする。

みどりによるまちの顔づくりは、代表的な道路や河川沿いに「緑化軸」を形成し、中心市街地や新しいまちづくりの進む地区、地域の玄関口を「地域の緑化」として具体化を図る。

#### 1. 緑化軸の形成

- ・ 中心市街地を通る幹線道路は、市街地を囲むみどりの回廊につながるよう緑化と管理の充実を図る。
- ・ 空港や港などに接続する観光客の多い道路では、緑陰花木並木や花木スポットの導入を図り南国イメージを演出する。
- ・ 市街地の道路では、緑陰並木を形成し、日射の強い沖縄の道に木陰を演出する。
- ・ 水面を植栽で縁取り潤い空間を創出する。

##### a. 道路緑化(歩道の改良・街路樹導入など)

- ・ 沖縄県は全国的にみても街路樹の整備率が高い地域であり、地域の特性に応じて、その維持、管理及び整備に努める。
- ・ 中心部やシンボル公園を並木道や緑地帯、遊歩道（フットパス）で結び、みどりのネットワークを形成する。
- ・ 基調樹種を定めて沿道の魅力を引き出すみどりの回廊やシンボルロードを形成する。
- ・ 日照等の環境や歩道の制約区間では適合する樹種や混合植栽を導入して健全な育成を図る。
- ・ 交通島や広幅員区間や公園・公共施設区間を生かしてみどりの修景強化を図る。
- ・ 多彩な低木・ツルものを生かし、沿道の住民等の協力のもと草花を加えて花の演出を促進する。
- ・ 住民に身近な市町村が定める緑の基本計画においては、きめ細かな対応によりみどりの充実を図るため、道路緑化率を定量的な目標として設定することなどが望まれる。

##### b. 河川・海岸緑化(港湾緑地や多自然親水整備など)

- ・ 親水性を高めるため動植物が息づく多自然川づくりにて整備を進め、広がりを活かして水面の景色の再生を図る。
- ・ 強風や潮風に耐えて適合する樹種を導入し、高木の設置が難しいところでは地被類・低中木類を生かした配置とする。
- ・ 日照等の環境条件に対処して緑地帯・並木帯・大樹広場を設け、遊歩道や眺望スポットを整備する。

## 2. 地域の緑化

- ・沖縄の自然や亜熱帯の気候風土を表わす樹林地、郷土の資源や地域の暮らしの中に取り込まれ定着した植栽等のみどりを生かして緑化の基本を次のように表わす。
- ・市街地では、都市活動が環境に与える影響を緩和するようにみどりを創出する（まちなみの緑化）。

中心市街地：沖縄のまちらしい賑わいや雰囲気を感じる街並みを形成するようなみどりの演出。

市街地：環境をやわらげ身近にみどりを感じることでできる街並みの創出。

商店街：みどりを感じることでできる場を増やし、人に優しいまちとなるようなみどりの演出。

- ・農村地域では、郷土の景色となるみどり、地域の暮らしや文化を感じる安らぎのあるみどり、自然を保全し復元するようなみどりを展開する。

### a. 公共施設の緑化（広場や公園、学校や官公庁施設など）

- ・歩道や広場等において、人に優しいデザインを展開し、地域の空間に収まる緑陰・花木・修景木の並木や緑のスポットを育成し、人とのふれあいを演出する。
- ・沿道の連携・協力によって建物の種別・形態に応じた街並みの整備を図り、地域の特色を持った街並み景観を形成するとともに地域の共同の空間を植栽等で整える。

#### <具体化の施策>

- ・学校の取り組み、緑地協定。景観協定等住民協定制度と行政支援など。
- ・小広場・大樹スポットづくり、駐車場緑化、緑化装置の設置（トレリス・パーゴラ等）、壁面・屋上緑化など。



駐車場の壁面緑化（海洋博記念公園内）



公園と一体となった施設（クニダテラス）

## b. 民間施設の緑化（屋敷、畑など）

- ・手入れされた屋敷林が連なる美しい集落を増やす。  
屋敷垣根の管理（石垣、フクギ・テリハボク・ブッソウゲ等）など。
- ・集落を囲む農地を修景し田園景観の魅力を高める。  
耕地垣根（ブッソウゲ、石垣等）や境界植栽、緑陰広場、拝所・御嶽の木立の保護など。
- ・市街地における事業所等について、敷地内緑化、壁面緑化、屋上緑化などを促進する。

## &lt;具体化の施策&gt;

- ・緑地協定や地区計画等の住民主体の制度。



公開空地の緑化（那覇市内）



屋上緑化（那覇市内）

## c. 地域と協働・協力した緑化活動の推進

- ・まちの魅力を見つけだし、地域で協力共同してみどりの街並みを整える。
- ・学校緑化、まちの公園のみどりづくり参加、歩行者路の花鉢修景、名物並木の育成、みどりのスーヅグワー（小路地）づくり、地域にゆかりのスポットの整備、小樹林の保護、大樹のスポットづくり、敷地内緑化、共同住宅の緑地整備など。

## &lt;具体化の施策&gt;

- ・まちづくり活動の奨励、ワークショップ、グラウンドワークやパートナーシップによる協力連携の拡大、ボランティア活動とNPOの育成、まちづくり協定、行政の協力、支援・助成など。

## コラム：地域と協働した空間づくり

首里金城町では、沿道の緑化を市民活動によって行われており、その活動の成果から、通り会の方々が沿道管理者として指定を受け、蘭を植えるなど沿道の美化活動に取り組んでいます。

首里金城町の蘭通り（ダム通り）は、沖縄県花と緑の名所100選にも選ばれています。



d. 景観計画の活用

- ・2004年(平成16年)に制定された景観法に基づく、景観計画が県内の各市町村において策定されている。都市計画区域内の策定状況は下表のとおりである。
- ・景観計画では、敷地内の緑化率を定めることが可能であり、緑化を進める施策として活用が期待される。

■景観計画の策定状況 (平成28年3月時点)

| 都市計画区域 | 市町村名 | 景観計画策定<br>(予定含む)       | 景観条例制定<br>(施行日)          |
|--------|------|------------------------|--------------------------|
| 那覇広域   | 那覇市  | 平成23年5月26日             | 昭和60年4月1日<br>(平成24年4月1日) |
|        | 浦添市  | 平成19年7月1日<br>平成20年4月1日 | 平成19年7月1日                |
|        | 宜野湾市 | 平成27年12月1日             | 平成27年12月22日              |
|        | 糸満市  | 平成26年3月31日             | 平成26年7月1日                |
|        | 北中城村 | 平成29年7月1日              | 平成29年7月1日                |
|        | 中城村  | 平成27年6月8日              | 平成27年7月1日                |
|        | 西原町  | 平成28年3月17日             | 平成28年9月1日                |
|        | 豊見城市 | 平成29年度                 | 平成29年度                   |
|        | 八重瀬町 | 平成26年10月1日             | 平成26年10月1日               |
|        | 与那原町 | 平成29年3月31日             | 平成29年9月1日                |
|        | 南風原町 | 未定                     | 未定                       |
| 南城     | 南城市  | 平成24年3月30日             | 平成26年4月1日                |
| 中部広域   | 沖縄市  | 平成25年12月1日             | 平成25年12月1日               |
|        | うるま市 | 平成23年3月28日             | 平成23年7月1日                |
|        | 読谷村  | 平成21年6月1日              | 平成21年6月1日                |
|        | 嘉手納町 | 未定                     | 未定                       |
|        | 北谷町  | 平成25年8月1日              | 平成26年6月1日                |
| 名護     | 名護市  | 平成25年4月1日              | 平成25年7月1日                |
| 本部     | 本部町  | 平成23年3月31日             | 平成23年9月1日                |
| 宮古     | 宮古島市 | 平成23年3月25日             | 平成24年4月1日                |
| 石垣     | 石垣市  | 平成19年4月25日             | 平成19年6月1日                |

e. 新たな開発地におけるみどりの確保

- ・新たな開発地においては、関連する法令や条例などの活用より、身近なみどりの保全、創出に努める。
- ・また、市町村や関連部局と調整を図り、必要に応じて市街地等における更なるみどりの量の向上を検討する。

コラム：「大手町の森」屋上緑化・壁面緑化技術コンクール国土交通大臣賞

東京都千代田区にある本施設は、超高層建築の足元に広がる人工地盤上の緑地である。

森の一部を原寸で、事前に別の場所で施工する取り組み「プレフォレスト」、野生生物や植物のモニタリングを行い、森の成熟化に向けて、安定した生育が確認される。



受賞者名：東京建物株式会社、大成建設株式会社、内山緑地建設株式会社

## 第4章 圏域別の施策の推進方針

1. 那覇広域都市圏
2. 南城都市圏
3. 中部広域都市圏
4. 名護都市圏
5. 本部都市圏
6. 宮古都市圏
7. 石垣都市圏





## 第4章 圏域別の施策の推進方針

7つの都市圏ごとにみどりの整備方針を示す。

圏域は、都市計画区域に対応した次の7つとする。

1. 那覇広域都市圏（那覇広域都市計画区域）
2. 南城都市圏（南城都市計画区域）
3. 中部広域都市圏（中部広域都市計画区域）
4. 名護都市圏（名護都市計画区域）
5. 本部都市圏（本部都市計画区域）
6. 宮古都市圏（宮古都市計画区域）
7. 石垣都市圏（石垣都市計画区域）

第2章の広域緑地計画の目標を踏まえて、第3章で示した施策の方針を都市計画制度の都市公園等の施設緑地と風致地区等の地域制緑地を中心にしてみどりの施策の推進を図る。

なお、本章は、「都市計画区域マスタープラン」で「自然環境の保全及び公共空地系統の整備方針」に位置づけるものとする。

記載内容は次の通りである。

- (1) 圏域の現状と課題
- (2) 基本方針
- (3) みどりの将来像
  - 図：みどりの将来像
- (4) みどりの確保水準
  - ①都市公園等の整備すべき目標水準
  - ②緑地確保の目標水準
  - ③みどりの目標水準
- (5) みどりの配置方針
  - 環境保全系統のみどりの配置方針
  - 歴史文化系統のみどりの配置方針
  - 防災系統のみどりの配置方針
  - レクリエーション系統のみどりの配置方針
  - 景観系統のみどりの配置方針
- (6) 公園緑地等の整備目標及び配置の方針
- (7) 風致地区・緑地保全地域等の指定の方針
- (8) 緑化に関する方針
  - 図：広域緑地計画実現のための施策の方針図

## 1. 那覇広域都市圏

### (1) 圏域の現状と課題

那覇広域都市圏は琉球弧の中央部、沖縄本島中南部地方にあって、琉球王国の時代より政治経済の中心を形成してきた地域で、カルスト台地や丘陵・低地・河川と、サンゴ礁の広がりや入江を交えた変化に富んだ地形を特徴にしている。この都市と自然の共生及び田園との共存を可能とし景観に優れた環境を持つ地域は、今日、県都那覇市を中心に琉球王国の歴史と文化を継承し沖縄文化を発信する地域でもあり、世界遺産に登録された首里城跡（首里城公園）や中城城跡（中城公園）などを擁している。

全県人口 143 万人の過半を超える 79 万人余の人口集積地であり、特に往時の戦禍と駐留軍用地の存在、本土復帰以降の急速な市街化の進展に起因して市街地のみどりが希薄な地域でもある。さらに、道路網の整備と海岸埋め立ての拡大によりみどりと自然の変化は、市街地の周辺部に及んでいる。

本圏域においては、圏域の特性を活かした琉球の歴史文化と都の風格を表すまちの創造、交流とふれあいを育む海辺のみどりの充実・みどりの丘の創出、中城湾を囲むみどりの帯の再生、島尻の魅力を伝えるみどりの里野の回復を図り、将来の発展的な都市整備と潤いのある住み良いまちづくりの推進が望まれる。

また、緑地の創出にあたっては、在来の植物を多用するよう配慮し、そこに生息する鳥類や昆虫類の生息環境の確保が必要である。また、ラムサール条約に登録された漫湖については、水鳥等が生育する良好な湿地環境の保全が望まれる。

国営沖縄記念公園首里城地区の充実を図り、識名園、玉陵等の関連遺産群とその周辺地域の整備を促進するとともに、園比屋武御嶽を起点として玉城グスクに至る「東御廻い（アガリウマーイ）」の史跡や景勝地を経由する観光ルートの整備促進が望まれる。また、首里城跡一帯は、沖縄の歴史的景観を残す重要な地区であり、歴史的景観を活かしたまちづくりが望まれる。

併せて、駐留軍用地である普天間飛行場については、広域防災拠点機能も含めた大規模公園の整備検討が望まれる。

なお、公園の整備にあたっては自然の地形等に配慮しつつ、人にやさしい空間の創出に努める必要がある。

### (2) 基本方針

- ・本圏域の市街地は、県内で最も人口や産業等が集積した地域であり、みどりの創出による潤いある市街地形成を図る。
- ・社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地のもつ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進する。
- ・歴史文化と都の風格を表すみどりのまちの創造、交流とふれあいを育む海辺のみどりの充実・丘のみどりの創出、中城湾を囲むみどりの帯の再生、島尻の魅力を伝えるみどりの里野の回復を図る。

- 拠点となるみどりの整備（規模 10ha 以上の根幹的都市公園等の確保）
  - ・大規模な駐留軍用地跡地を生かした文化の公園の整備と防災避難の場の確保
  - ・世界遺産の歴史や文化遺産を生かした歴史の公園と周辺一帯の整備。
- 圏域の骨格を維持しみどりの回廊を形成するみどりの保全（地域制緑地等の形成・保全）
  - ・島尻の丘や流域の環境とグスク一帯の歴史的環境や眺望・風致の保全を図り、対象とする緑地を市街化の傾向や保全の重要性に応じて段階的に確保。（風致地区、緑地保全地域、緑化地域、生産緑地地区等の地域制緑地の導入、市民緑地制度の促進と連携などを検討）
- 身近な公園緑地の整備
  - ・市町村の住区基幹公園の整備を促進する。また、民間による市民緑地の整備を促す。
- 緑化の促進
  - ・公共施設や民有地における緑化を促進し、緑陰のある潤いあるみどりのまちを目指す。

### （3）みどりの将来像

- ①那覇・浦添及び周辺地域に琉球の歴史文化と都の風格を表すみどりの都市環境を形成する。
  - ・琉球王国の時代から王府の中心として発展してきた沖縄県の中心地域で、グスクを囲む石灰岩台地のみどりと海岸・河川水系の水面の縁取りを生かして往時の庭園的な環境の再生を目指す。
  - ・世界遺産首里城公園地区などグスクや樹林地帯、漫湖の水面・海岸地帯をみどりの拠点に、台地の輪郭と国場川水系等川沿いのみどりや農地をみどりの骨格とする。那覇や首里のまち、埋立地、空港・港湾等の緑化を促進し、道路や河川・海岸線を緑化の軸としてこれらをつなぎ、市街地のみどりの充実を図る。
- ②北中城から宜野湾石灰岩台地地域に交流とふれあいを育むみどりの都市環境を創出する。
  - ・普天間飛行場返還予定地を中心とする地域で中南部都市圏の中央部に位置している。地下水でつながる石灰岩地域の環境を生かした自然回復の場を創造して、みどりの回廊の接続を図る。
  - ・普天間飛行場返還予定地に防災と交流や文化の中心となる広域のみどりの拠点とみどりの地区を配置する。  
周囲の斜面や河川をみどりの骨格として、道路により海岸部のみどりの拠点と市街地のみどりをつないでいく。
- ③中城湾岸・斜面緑地地域にみどりの帯と水面地帯、パノラマ景観を持った環境を形成する。
  - ・琉球王国成立時代の重要地域で、歴史のみどりと水面や眺望を生かしたみどりの地域の形成を目指す。
  - ・周囲を囲む斜面をみどりの骨格とし、世界遺産である中城城跡（中城公園）をはじめグスクの丘や残された森と干潟及び海岸部にみどりの拠点を位置づける。
- ④報得川流域・糸満南部石灰岩地域に島尻の自然や歴史、田園を生かした都市環境を形成する。
  - ・島尻層の丘陵地帯と石灰岩台地地帯からなる市街地と集落が存在する地域で、田園的環境を生かし、みどりの充実を図る。

- ・河川や丘陵地帯と市街地周囲の田園や自然の海岸線をみどりの骨格とし、平和祈念公園をはじめとするみどりの拠点に、海岸や田園、グスクを生かしたみどりの拠点の形成を図る。また、海岸沿いの緑化を促進し緑化軸の充実を図る。

【那覇広域都市圏：みどりの将来像図】



## (4) みどりの確保水準

都市公園等として整備する緑地の目標水準（1人当たり公園面積）、市街地及びその周辺に確保する緑地量及びみどりの確保目標を以下のとおり設定する。

## ①都市公園等の整備すべき目標水準

| 現況                    | 目標                     |
|-----------------------|------------------------|
| 555.6ha               | 1,189.0ha              |
| 6.9 m <sup>2</sup> /人 | 14.9 m <sup>2</sup> /人 |

## ②緑地確保の目標水準

| 市街地+周辺における緑地確保の目標量 | 市街地+周辺に対する割合 |
|--------------------|--------------|
| 5,960.5ha          | 37.5%        |

## ③みどりの目標水準

| 圏域面積       | 担保量       | 総量        |
|------------|-----------|-----------|
| 21,759.5ha | 5,299.7ha | 7,387.9ha |
|            | 24.4%     | 34.0%     |

## (5) みどりの配置方針

## ●特徴ある亜熱帯沖縄の豊かな自然を永続させるみどりづくり

- ・自然共生の森の拠点として、末吉公園、浦添大公園、中城公園の緑地環境を維持し、これらをつなぐ普天間飛行場返還予定地に森となるみどりを創出して、中央部を中城の森までつなぐ回廊拠点を形成する。国場川流域に森の公園（高津嘉山・新川森等）を配置して中城湾岸につなぐみどりの回廊を形成する。
- ・水面の拠点としてラムサール条約登録湿地の漫湖公園を生かし、名城海岸、瀬長島、シリム川の自然や、豊崎、那覇～浦添、西原の海岸を保全・整備する。
- ・これらをつなぐ中城湾岸斜面や島尻丘陵地帯、及び河川沿いの樹林地とサンゴ礁や干潟の環境を保全し、公共施設緑地も含めた自然と共生するみどりの回廊の形成を図る。

## ●沖縄の地理的・歴史的経緯から育まれてきた歴史的文化を継承するみどりづくり

- ・世界遺産登録史跡を持つ首里城公園、識名公園をはじめ末吉公園、浦添大公園の整備・充実を図り、同じく世界遺産中城城跡公園の整備を進める。また、照屋城跡の公園化を検討する。
- ・これらの拠点公園を中心に世界遺産や点在するその他のグスクや御嶽、歴史の道などのみどりの環境を保全し、これらと一帯となって歴史のみどりの回廊の形成を進める。

## ●災害から生命や財産を守り、生活環境の改善につながる安心快適なみどりづくり

- ・大震災などの災害時に広域避難の場となる10ha以上の都市公園の供用を進める。中南部都市圏のほぼ中央に位置する普天間飛行場返還予定地には（仮称）普天間公園の整備し、広域防災機能の導入を図る。

- ・海岸部の公園及び埋立地に整備される公園に津波対策緑地帯の整備を進める。
- ・連担する市街地を分けている河川や道路を防災緩衝帯とし、市民や来訪者の交流を育むよう充実した整備を図り、地域内の緑地と結んで防災緑地網の形成を進める。

●健康増進、余暇活動、体験型レクリエーションを享受する癒しと潤いのみどりづくり

- ・圏域住民と県外利用者双方の多様な余暇のニーズに対応し、スポーツ・レクリエーション活動が可能で、散策や交流・休養の魅力も備えた多彩な公園の充足を図る。
- ・広域の領域を3つに分けてそれぞれ1か所以上のレクリエーション拠点を形成する。  
ア.西部市街地：奥武山公園と普天間飛行場返還予定地（文化交流）  
イ.南部郊外：名城海岸（海・休養）  
ウ.東部中城湾岸：西原海岸（海）
- ・海岸部の既設公園は親水性の向上を図り、また埋立地には渚や干潟の海浜利用ができる緑地を配置し、内陸部には地域の散策や市町村の拠点的な公園を補う公園を配置する。
- ・市町村の公園の充足を図り、海岸・河岸や公園周辺においては、そこまでアプローチする道路の緑化を進めるなど、みどりのネットワークを形成する。

●自然豊かで魅力あふれる沖縄らしい風景を保全・創出するみどりづくり

- ・改変が進み特徴を失いつつあるハンタ（断崖）の丘や石灰岩の斜面と中小河川、入江や湿地やサンゴ礁など地形の骨格上にあるみどりの保全を図る。
- ・これらを見渡せる台地上部や海岸先端部の緑地を眺望点として整備を図る。首里・浦添・中城等の城跡の緑地や平和祈念公園等の台地端部の公園を維持し、豊見城城跡等の文化観光施設化を検討する。
- ・沖縄の景観の特徴であるサンゴ礁が残されている名城一帯、中城湾の一部の海岸線及び丘陵の間を流れる河川や市街地を囲む台地斜面を地域制緑地として保全し、護岸整備が行われた区間の緑化を進めて水面景観の回復を図る。
- ・みどりの少ない市街地では、私有地の緑化を促進するために地区計画や緑化地域等の活用を検討する。

## (6) 公園緑地等の整備目標及び配置の方針

- ・那覇広域都市圏では、合計 14.9 m<sup>2</sup>/人を目標とし、「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」の中で計画されている公園の実現、身近な公園の整備、既存施設の質の向上を促進する。
- ・また、必要に応じて都市公園の機能に準ずる施設と連携し、適切な公園機能の配置を検討する。

| 種別                       | 配置方針  | 平成27年                 | 目標                     |
|--------------------------|---|-----------------------|------------------------|
| 住区基幹公園                   | 住民一人当たり 1 m <sup>2</sup> 以上の街区公園、2 m <sup>2</sup> 以上の近隣公園の配置に努める。   | 2.2 m <sup>2</sup> /人 | 4.0 m <sup>2</sup> /人  |
| 都市基幹公園                   | 住民一人当たり 3 m <sup>2</sup> 以上の総合公園、1.5 m <sup>2</sup> 以上の運動公園の配置に努める。 | 3.0 m <sup>2</sup> /人 | 5.1 m <sup>2</sup> /人  |
| 広域公園                     | 首里城公園、中城公園等の整備を推進する。  | 0.8 m <sup>2</sup> /人 | 3.3 m <sup>2</sup> /人  |
| その他の公園緑地<br>(特殊公園、都市緑地等) | みどりの回廊の形成に資する公園等の配置を検討する。   | 0.7 m <sup>2</sup> /人 | 2.5 m <sup>2</sup> /人  |
| 合計                       |   | 6.9 m <sup>2</sup> /人 | 14.9 m <sup>2</sup> /人 |

## (7) 風致地区・緑地保全地域等の指定の方針

- ・那覇広域都市圏では、現在指定されている風致地区や国定公園の維持を図り、新たに緑地保全地域や特別緑地保全地区、保全緑地などの地域制緑地の指定を促進する。

| 種別                 | 配置方針   | 平成27年     | 目標        |
|--------------------|--|-----------|-----------|
| 風致地区               | 末吉・漫湖の2地区の維持を図る。                             | 112.6ha   | 112.6ha   |
| 緑地保全地域<br>特別緑地保全地区 | 中城村から西原町、与那原町に至る東海岸の斜面緑地の保全を検討する。            | 0.0ha     | 20.0ha    |
| その他の地域制緑地          | 鳥獣保護区や国定公園、保安林については、指定の継続と維持管理の充実に努める。       | 942.2ha   | 942.2ha   |
|                    | 市街地内緑地のなかで、地域において重要な部分については、地区計画等による確保を検討する。 | 0.0ha     | 45.0ha    |
|                    | 都市農業振興基本法に基づく保全農地を検討する。                      | 0.0ha     | 10.0ha    |
| 合計                 |  | 1,054.8ha | 1,129.8ha |

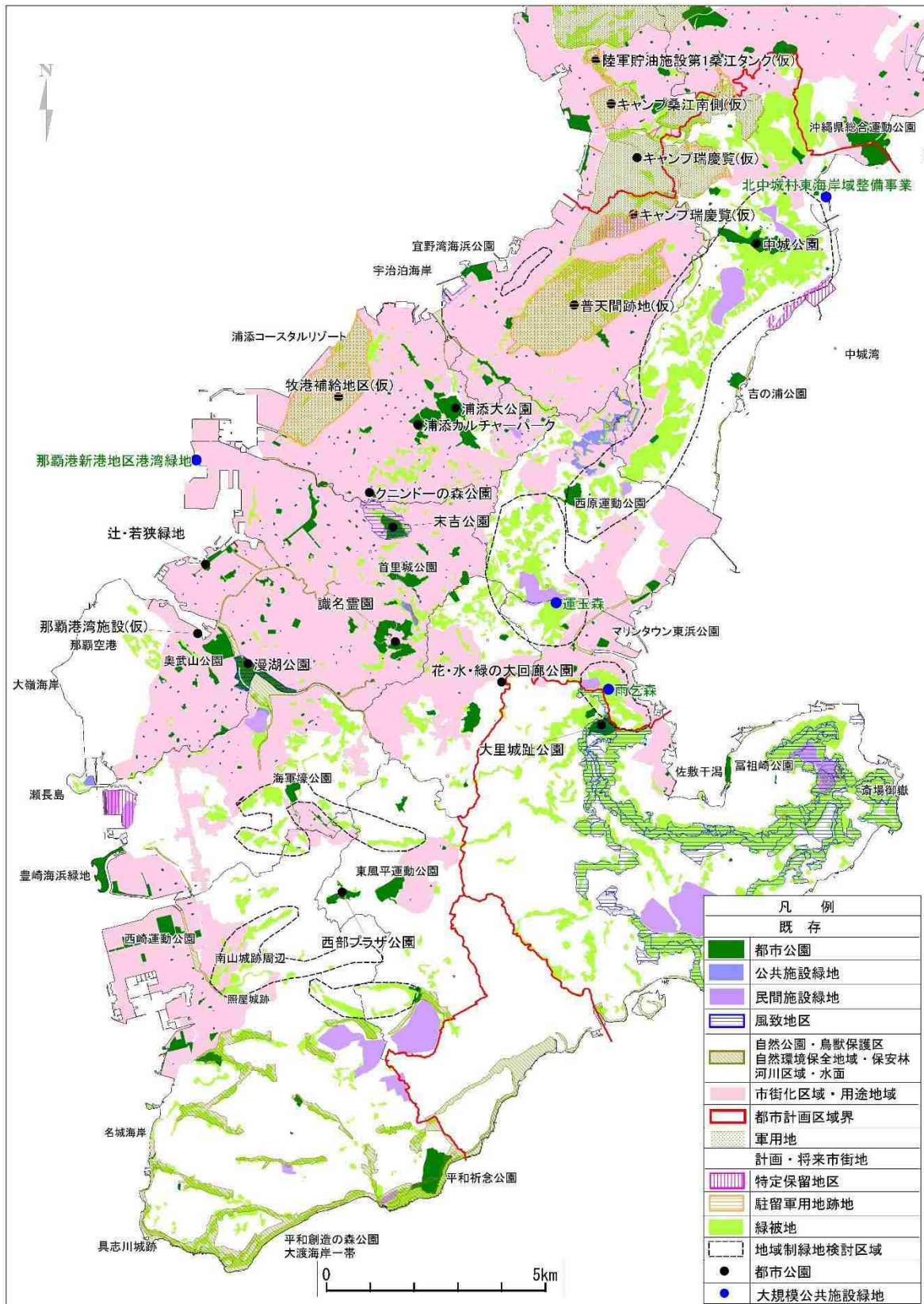
※端数処理の関係上、内訳の和は必ずしも一致しない

## (8) 緑化に関する方針

那覇広域都市圏は、県都那覇市を含む 11 市町村から構成され、人口や産業が集積した都市圏である。施設緑地や地域制緑地によって、みどりの量を確保するためには、行政だけの施策では十分とは言えない。

そのため、緑化地域、地区計画等緑化率条例制度、市民緑地制度などの活用による市街地の大半を占める民有地の緑化の促進を検討する。また、道路、公共施設、民間施設などの緑化等により、市街地におけるみどりある潤い空間の充実に努める。

【那覇広域都市圏：広域緑地計画実現のための施策の方針図】





## 2. 南城都市圏

### (1) 圏域の現状と課題

南城都市圏は那覇広域都市圏に隣接しており、与那原町の雨乞森から佐敷地域にかけてハンタ（断崖）緑地とよばれる広域的なみどりが連なり、本都市圏の貴重な自然環境を形成している。ハンタ（断崖）緑地は東西方向に伸びるとともに知念半島をとりまくように存在しており、これらは風致地区に指定され、南城都市圏を特徴づける空間となっている。

本都市圏は、豊かな自然環境を有しており、世界遺産斎場御嶽に代表される御嶽や樋川などの歴史・文化的な背景のある自然や、東御廻りの史跡や景勝地、グスクなどの地域の風土や文化を象徴する地域資源などが数多くある。これらの自然、歴史・文化の資源を保全し、後世に継承するとともに、市街地や集落の居住環境に潤いと個性を与える資源として、また、地域振興を創出する交流の資源として活用するまちづくりが望まれる。

### (2) 基本方針

- ・風致地区に指定された骨格的な緑地を保全しつつ、新庁舎などの新たな都市的土地利用や南部東道路の整備を視野に入れて、適切な土地利用と緑化を促進する。
- ・世界遺産斎場御嶽など歴史的資源を多く有することから、これらを保全・活用した、みどりの回廊の形成を検討する。
- ・大里地区や佐敷地区では用途地域が指定されており、住宅を中心とした都市的土地利用がなされている。これら市街地の後背地に位置するみどりと調和した緑化の促進を図る。
- ・社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地のもつ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進する。

- 拠点となるみどりの整備（規模 10ha 以上の根幹的都市公園等）
  - ・南城都市圏において根幹的な都市公園となる大里城址公園の整備を促進する。
- 圏域の骨格を維持しみどりの回廊を形成するみどりの保全（地域制緑地等の形成・保全）
  - ・現在指定されている風致地区については、その適切な維持・保全を図り、豊かな緑のネットワークを形成する。
- 身近な公園緑地の整備
  - ・住区基幹公園の整備を促進する。また、民間による市民緑地の整備を促す。
- 緑化の促進
  - ・公共施設や民有地における緑化を促進し、緑陰のある潤いあるみどりのまちを目指す。

(3) みどりの将来像

- ・中城湾岸から連なる斜面緑地帯地域に、骨格的なみどりと水面地帯、パノラマ景観を持った地域環境を形成する。
- ・琉球王国成立時代の重要地域で、歴史のみどりと水面や眺望を生かしたみどりの地域形成を目指す。
- ・大里地区～佐敷地区～知念地区を囲む斜面をみどりの骨格とし、世界遺産斎場御嶽をはじめグスクの丘や丘陵地と干潟及び海岸部にみどりの拠点を配置する。海岸部のみどりの拠点と水辺のみどりを緑化軸でつなぐ。

【南城都市圏：みどりの将来像図】



## (4) みどりの確保水準

都市公園等として整備する緑地の目標水準（1人当たり公園面積）、市街地及びその周辺に確保する緑地量及びみどりの確保目標を以下のとおり設定する。

## ①都市公園等の整備すべき目標水準

| 現況     | 目標      |
|--------|---------|
| 23.3ha | 99.1a   |
| 5.6㎡/人 | 24.8㎡/人 |

## ②緑地確保の目標水準

| 市街地+周辺における緑地確保の目標量 | 市街地+周辺に対する割合 |
|--------------------|--------------|
| 1,004.3ha          | 89.7%        |

## ③みどりの目標水準

| 圏域面積      | 担保量       | 総量        |
|-----------|-----------|-----------|
| 4,791.0ha | 2,717.1ha | 3,247.1ha |
|           | 56.7%     | 67.8%     |

## (5) みどりの配置方針

## ●特徴ある亜熱帯沖繩の豊かな自然を永続させるみどりづくり

- ・骨格のみどりである約 1,100ha の風致地区や海岸線も含めた豊かな自然環境を保全する。
- ・新原ビーチ・百名ビーチ一帯などを中心とした、自然海岸や海岸林等の環境のまとまり・連なりを保全しつつ、海岸周辺の特徴を生かした観光・交流拠点との調和を図る。

## ●沖繩の地理的・歴史的経緯から育まれてきた歴史的文化を継承するみどりづくり

- ・世界遺産斎場御嶽を中心としたグスクを守り、歴史文化を活かした空間づくりを進める。
- ・点在する歴史資源を結び、観光・交流を促進する特色あるネットワークの形成を図る。

## ●災害から生命や財産を守り、生活環境の改善につながる安心快適なみどりづくり

- ・津波浸水被害や土砂災害の可能性のある地勢である。そのため、地すべりや急傾斜地など、年間を通して災害が発生する可能性のある地域では、災害の未全防止のためのみどりの整備などを促進する。
- ・防潮林などの防災機能を有するみどりの保全を推進する。

## ●健康増進、余暇活動、体験型レクリエーションを享受する癒しと潤いのみどりづくり

- ・富祖崎公園など海と親しめるレクリエーション性を有するみどりを確保する。

## ●自然豊かで魅力あふれる沖繩らしい風景を保全・創出するみどりづくり

- ・南城都市圏の特徴であるハンタ（断崖）緑地については保全を図り、将来想定される都市的土地利用との調和に配慮する。
- ・南城都市圏では農地が広く存在し、集落と農地が調和したのどかな農村景観等を支えるた

めに、優良農地の保全等を検討する。

- ・みどりの少ない市街地では、私有地の緑化を促進するために地区計画や緑化地域等の活用を検討する。

#### (6) 公園緑地等の整備目標及び配置の方針

- ・南城都市圏では、20.0 m<sup>2</sup>/人に達していないため、身近な公園の創出を促進する。
- ・また、公園整備と合わせて歴史文化資源の活用を検討し、既存の公園施設等と連携を図り、公園機能の適切な配置を検討する。

| 種別                              | 配置方針   | 平成 27 年               | 目標                     |
|---------------------------------|--|-----------------------|------------------------|
| 住区基幹公園                          | 街区公園 1 m <sup>2</sup> /人以上を満たすよう、市街地の整備と併せて配置する。 | 3.0 m <sup>2</sup> /人 | 4.0 m <sup>2</sup> /人  |
| 都市基幹公園                          | 総合公園、運動公園の設定を検討する。                               | 0.6 m <sup>2</sup> /人 | 18.7 m <sup>2</sup> /人 |
| その他の公園緑地<br>(都市基幹公園)<br>(特殊公園等) | 都市緑地の充実を図る。                                      | 2.0 m <sup>2</sup> /人 | 2.1 m <sup>2</sup> /人  |
| 合計                              |  | 5.6 m <sup>2</sup> /人 | 24.8 m <sup>2</sup> /人 |

#### (7) 風致地区・緑地保全地域等の指定の方針

- ・自然環境に恵まれた南城都市圏においては、現在指定されている風致地区や保安林等の地域制緑地の維持を図る。

| 種別        | 配置方針                                  | 平成 27 年   | 目標        |
|-----------|---------------------------------------|-----------|-----------|
| 風致地区      | 区域中央の高台に位置するハンタ(断崖)緑地について、風致地区の保全を図る。 | 1,098.0ha | 1,098.0ha |
| その他の地域制緑地 | 現行の保安林等の地域制緑地については、指定の継続、維持管理の充実に努める。 | 31.3ha    | 31.3ha    |
| 合計        |                                       | 1,129.3ha | 1,129.3ha |

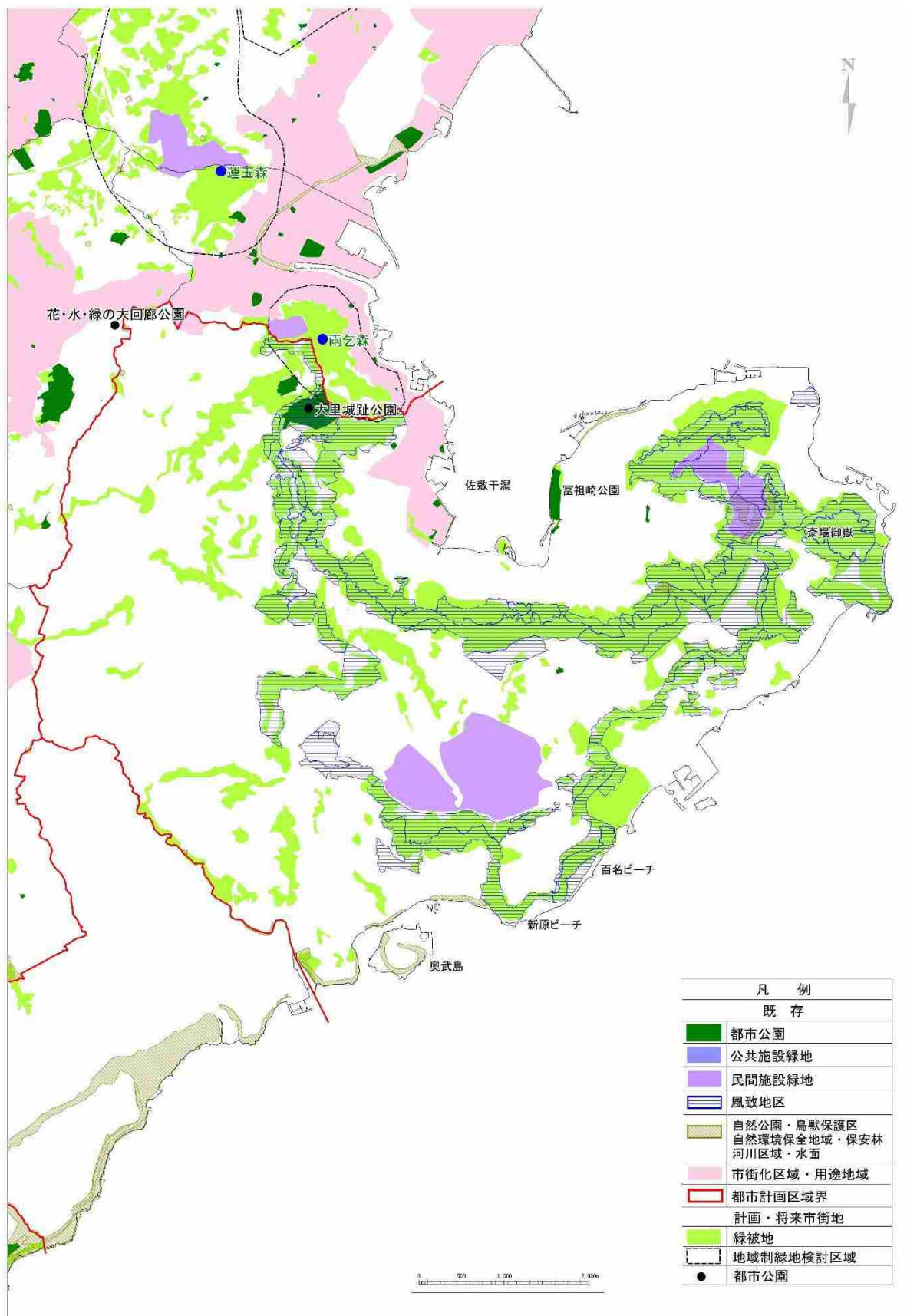
#### (8) 緑化に関する方針

南城都市圏は、平成 18 年の町村合併により誕生した南城市単独の都市計画区域である。

大里地区と佐敷地区は、かつて那覇広域都市圏で市街化調整区域の占める割合が高かったため、自然的土地利用が多くを占める地域である。南城都市計画区域の指定の際に、約 1,100ha の風致地区を指定しており、みどりの確保には積極的な地域である。

市街地や各集落においては、さらなるみどりの充実を目指して、緑化地域、地区計画等緑化率条例制度、市民緑地制度などの活用による私有地の緑化の促進を検討する。また、道路、公共施設、民間施設などの緑化等により、市街地におけるみどりある潤い空間の充実に努める。

【南城都市圏：広域緑地計画実現のための施策の方針図】



### 3. 中部広域都市圏

#### (1) 圏域の現状と課題

那覇広域都市圏に次ぐ人口、産業の集積都市であり、米軍基地の存在や駐留軍用地跡地利用により発展した市街地が存在し、多様な市街地が形成されている。駐留軍用地が広大な面積を占めている。中心市街地の土地利用密度は高く、一部では海岸の埋立地で市街地の形成が進んでいるものの、市街地のみどりは少ない状況にある。

中部広域都市圏は、那覇広域都市圏に連なって石灰岩台地を基盤とし、自然河川や半島の海岸域など、変化に富んだ地形を形成している。緑地は圏域北部に偏り、その中央を広大な嘉手納弾薬庫の森林地域が占め、東に天願川、西には比謝川が流れている。

森林地域の東西に位置する石川地区・具志川地区、沖縄市、読谷村は農村地域が広がり、さらに勝連地区・与那城地区は半島・島しょを形成している。みどりの創出にあたっては、在来の植物を多用するよう配慮し、そこに生息する鳥類や昆虫類の生息環境の確保に配慮が必要である。

#### (2) 基本方針

- ・広域的には北部圏から南へ那覇広域都市圏につなぐみどりの回廊の形成と圏域に求められるみどりの拠点の確保を必要としており、地域が進める都市形成の方向を緑地の適正な配置と確保の方策により促進していく。
- ・また、天願川・比謝川水系や中城湾岸から勝連に至る斜面など都市の骨格となるみどりの環境を保全・形成するため、地域制緑地によるみどりの担保とみどりの回廊の形成、海岸・水面のみどりづくりについて検討を行う。
- ・森や川そして海辺とまちをつなぐみどりの形成、グスクから望むみどりの景色と入江の再生、金武湾の豊かな海を保全し、みどり豊かな潤いのある生活空間の創出を図る。
- ・市街地のみどりが少ないため、緑化の促進を図る。
- ・社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地のもつ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」、「民間との連携を図る」、「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進する。

- 拠点となるみどりの整備（規模 10ha 以上の根幹的都市公園等）
  - ・駐留軍用地跡地利用や丘陵部を活かしたこどもの国公園の整備
- 圏域の骨格をつなぎみどりの回廊を形成するみどりの保全（地域制緑地等の形成・保全）
  - ・天願川・比謝川水系や中城湾岸～勝連一帯の斜面などの圏域の骨格を形成するみどりの環境の保全を図り、対象とする緑地を、市街化の傾向や保全の重要性に応じて段階的に確保。（風致地区・緑地保全地域等の地域制緑地導入、市民緑地の促進連携検討）
  - ・森と川と海辺とまちをつなぐみどりの形成
  - ・グスクから望むみどりの景色と入り江の再生
  - ・金武湾の豊かな海を育む水辺のみどりの充実
- 身近な公園緑地の整備
  - ・市町村の住区基幹公園の整備を促進する。また、民間による市民緑地の整備を促す。
- 緑化の促進
  - ・公共施設や民有地における緑化を促進し、緑陰のある潤いあるみどりのまちを目指す。

### (3) みどりの将来像

#### ①中城湾岸・勝連半島地域に水面とみどりを生かした新しいまちの環境を形成する。

- ・中城湾奥の港湾地域を中心にする一帯で、広い開発地にみどりの景色と入江の再生を目指す。
- ・斜面緑地をみどりの骨格とし、沖縄県総合運動公園を中心に、残される干潟や海岸部及び半島部の世界遺産勝連城跡をみどりの拠点として配置する。開発地をみどりの地区とし、道路と海岸線の緑化軸によってみどりの地域をつくり、世界遺産勝連城跡からの景観を形成する。

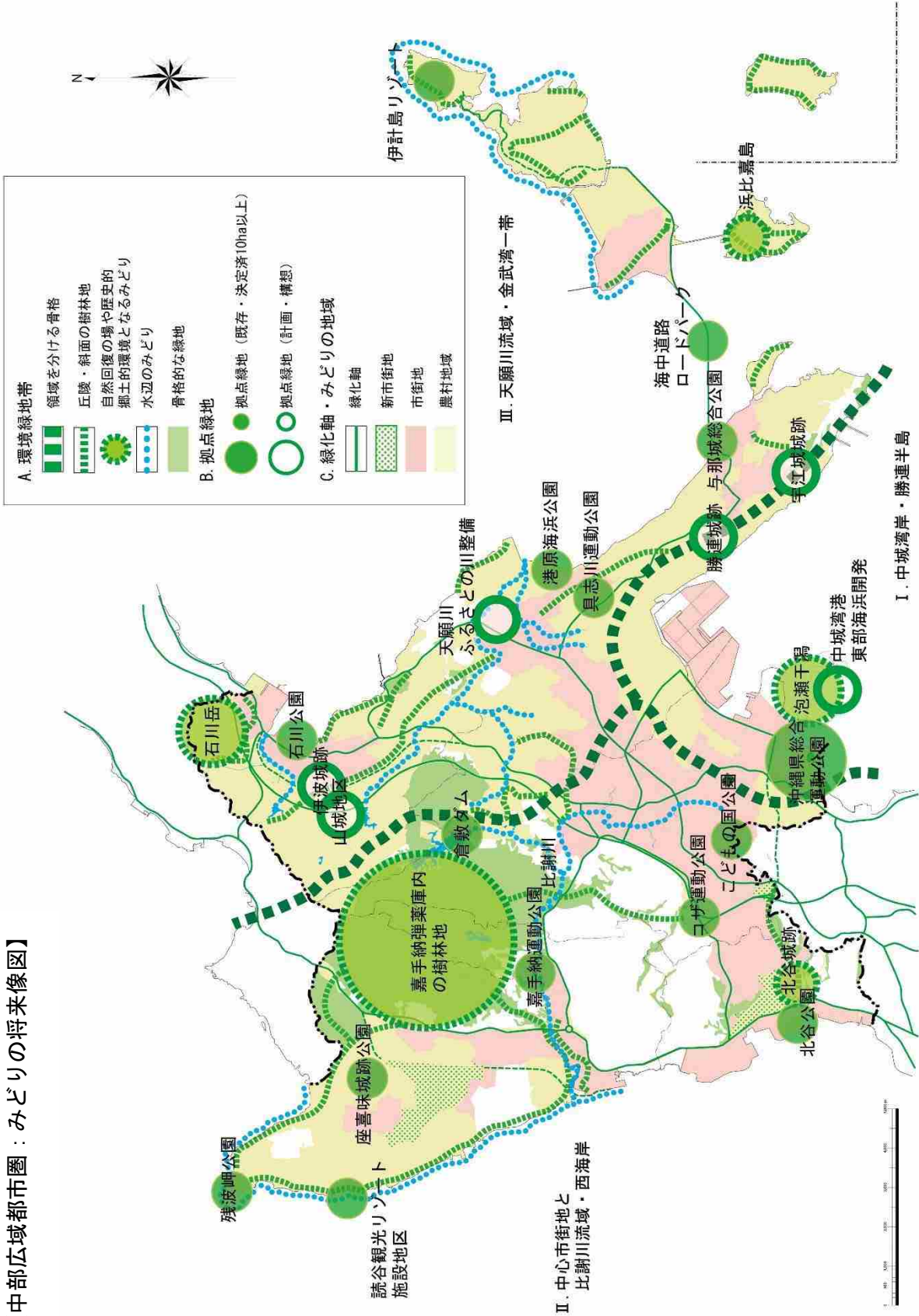
#### ②中心市街地と比謝川流域・西海岸地域に多様なみどりを加えた都市環境を形成する。

- ・嘉手納弾薬庫の樹林地と市街地に接する軍用地のみどりや比謝川・白比川及び残されている自然の海岸線をみどりの骨格とする。健康・スポーツ型の多いみどりの拠点にグスクや河川・海岸を生かしたみどりの拠点を加え、市街地と海岸の開発地をみどりの地域として道路の緑化軸でつなぐ。

#### ③天願川流域・金武湾一帯地域に水面とみどりの潤いある郊外都市の環境を形成する。

- ・水とみどりに恵まれた流域・湾岸島嶼域で、郊外都市のゆとりを生かしたみどりづくりを目指す。
- ・天願川水系と段丘部、田園緑地及び自然の湾岸線をみどりの骨格とし、既存の拠点に海岸・段丘上のみどりの拠点を加えて骨格を強化する。まちの中心部をみどりの地域とし海岸を緑化軸でつなぐ。

【中部広域都市圏：みどりの将来像図】





## (4) みどりの確保水準

都市公園等として整備する緑地の目標水準（1人当たり公園面積）、市街地及びその周辺に確保する緑地量及びみどりの確保目標を以下のとおり設定する。

## ①都市公園等の整備すべき目標水準

| 現況                    | 目標                     |
|-----------------------|------------------------|
| 336.1ha               | 589.6 ha               |
| 9.9 m <sup>2</sup> /人 | 17.0 m <sup>2</sup> /人 |

## ②緑地確保の目標水準

| 市街地一帯における緑地確保目標量 | 市街地一帯に対する割合 |
|------------------|-------------|
| 3,850.4ha        | 41.4%       |

## ③みどりの目標水準

| 圏域面積       | 担保量       | 総量        |
|------------|-----------|-----------|
| 20,023.0ha | 3,636.9ha | 7,701.3ha |
|            | 18.2%     | 38.5%     |

## (5) みどりの配置の方針

## ●特徴ある亜熱帯沖縄の豊かな自然を永続させるみどりづくり

- ・自然のみどりは嘉手納弾薬庫内の森林地域と天願川・比謝川沿いにあり、北側内陸に偏っていることから海辺の自然を生かした拠点の形成を図り、金武湾や中城湾に水辺のみどりの拠点を配置する。
- ・森林地域周辺の河川上流部や河川流域のみどりの環境を保全し、東側は中城湾岸斜面沿いに、西側は駐留軍用地内のみどりを經由して那覇広域都市圏につなぐみどりの回廊を形成する。
- ・海域を含めた島しょ地域のみどりの環境を維持する。

## ●沖縄の地理的・歴史的経緯から育まれてきた歴史的文化を継承するみどりづくり

- ・世界遺産座喜味城跡の整備を進めるとともに、世界遺産勝連城跡周辺、伊波城跡などの公園化を図り、歴史的公園の整備を進めて圏域の個性を高める。
- ・世界遺産の周辺やグスクの丘につながるみどりの環境を保全して歴史のみどりの回廊を形成していく。

- **災害から生命や財産を守り、生活環境の改善につながる安心快適なみどりづくり**
  - ・ 大震災などの災害時に広域避難の場となる 10ha 以上の都市公園の供用を進める。
  - ・ 津波に対しては市街地の都市公園等と結んで中城湾側からの避難にも対応を図る。
  - ・ 海岸部にある既設公園及び埋め立て地に整備される公園に津波対策緑地帯を確保する。
  - ・ 中城湾岸の斜面は地滑り等防止のみどりの帯として保全を図る。
  - ・ 沖縄市とうるま市に連続する市街地では道路を防災緩衝帯とし緑化の充実を図る。
  
- **健康増進、余暇活動、体験型レクリエーションを楽しむ癒しと潤いのみどりづくり**
  - ・ スポーツ・レクリエーション活動ができるこどもの国公園の供用整備を進める。
  - ・ 利用域を2つに分けて、圏域に不足しているテーマ性を持った新たな公園を配置する。
    - ア.西海岸：駐留軍用地返還跡地利用(歴史の散策)
    - イ.中城湾：泡瀬海岸(水辺の散策)
  - ・ 各市町村の公園と連携を図り、みどりのレクリエーションネットワークを形成する。
  
- **自然豊かで魅力あふれる沖縄らしい風景を保全・創出するみどりづくり**
  - ・ 地域の景観の特徴であるみどりの維持・保全に努める。
  - ・ 残波岬、世界遺産座喜味城跡、天願川、比謝川、世界遺産勝連城跡、中城湾泡瀬海岸の風致を維持する。
  - ・ 残波岬、世界遺産座喜味城跡、世界遺産勝連城跡はこれらの特徴を見る展望地として充実を図る。
  - ・ 護岸整備が行われた北谷町の海岸、中城湾岸でみどりの形成と海岸緑化を進める。
  - ・ 景観緑地帯となる比謝川・天願川、中城湾岸、金武湾海岸の緑地的環境を保全する。
  - ・ みどりの少ない市街地では、建物や道路の緑化を促進するため地区計画や緑化地域等の活用を検討する。

## (6) 公園緑地等の整備目標及び配置の方針

- ・中部広域都市圏では、合計 16.6 m<sup>2</sup>/人を目標とし、「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」で計画されている公園の実現、身近な公園の整備、既存施設の質の向上を促進する。
- ・また、必要に応じて、都市公園の機能に準ずる施設と連携し、適切な公園機能の配置を検討する。

| 種別                       | 配置方針   | 平成27年                 | 目標                     |
|--------------------------|--|-----------------------|------------------------|
| 住区基幹公園                   | 住民一人当たり1m <sup>2</sup> 以上の地区公園の配置に努める。         | 3.7 m <sup>2</sup> /人 | 4.9 m <sup>2</sup> /人  |
| 都市基幹公園                   | 都市基幹公園が未整備の市町村において重点的な充実を図るものとする。              | 3.8 m <sup>2</sup> /人 | 6.9 m <sup>2</sup> /人  |
| 広域公園                     | 沖縄県総合運動公園(47.7ha)は標準面積(50ha)をほぼ確保しており、その維持を図る。 | 1.4 m <sup>2</sup> /人 | 2.0 m <sup>2</sup> /人  |
| その他の公園緑地<br>(都市緑地、特殊公園等) | みどりの回廊の形成に資する公園等の配置を検討する。                      | 1.0 m <sup>2</sup> /人 | 3.1 m <sup>2</sup> /人  |
| 合計                       |  | 9.9 m <sup>2</sup> /人 | 17.0 m <sup>2</sup> /人 |

## (7) 風致地区・緑地保全地域等の指定の方針

- ・中部広域都市圏において、現在指定されている風致地区の維持を図る。また、今後、保全が必要な重要なみどりについては、緑地保全地域や特別緑地保全地区の指定を検討する。
- ・保全林等の地域制緑地の維持を図る。また、市街地においては地区計画を活用した緑地の確保を検討する。

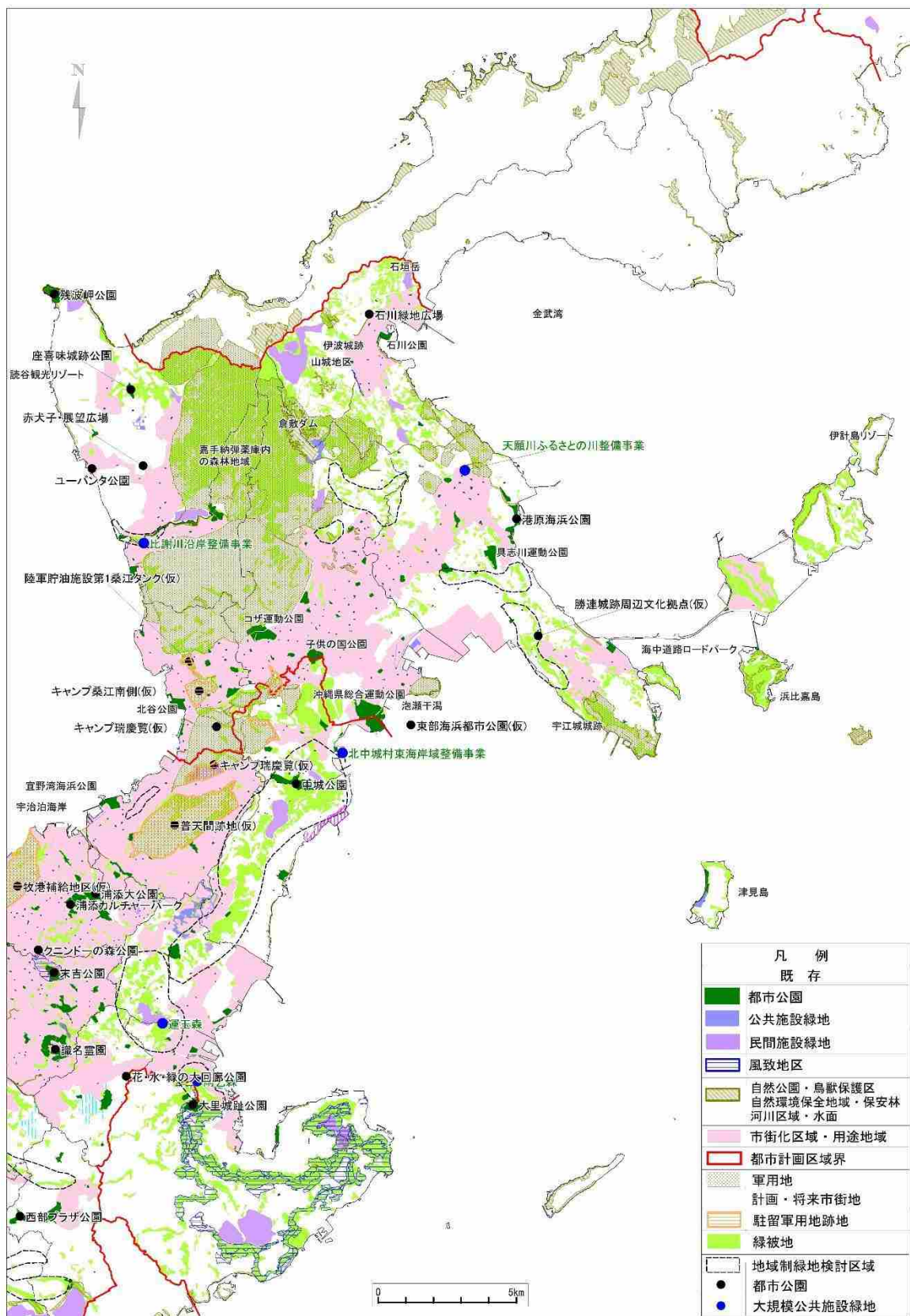
| 種別              | 配置方針                                   | 平成27年   | 目標      |
|-----------------|--|---------|---------|
| 風致地区            | 中城湾岸、天願川・倉敷ダム周辺、比謝川河口一帯における指定を検討する。    | 2.1ha   | 2.1ha   |
| 緑地保全地域・特別緑地保全地区 | 市街地内において保全が必要な緑地について指定を検討する。           | 0.0ha   | 42.0ha  |
| その他の地域制緑地       | 鳥獣保護区や国定公園、保安林については、指定の継続と維持管理の充実に努める。 | 354.7ha | 354.7ha |
|                 | 地域において重要な市街地内緑地については、地区計画等による確保を検討する。  | 0.0ha   | 84.0ha  |
| 合計              |  | 356.8ha | 482.8ha |

## (8) 緑化に関する方針

中部広域都市圏は5市町村から構成される圏域で、圏域の中央に駐留軍用地があり広大なみどりが存在する。市街地は、駐留軍用地を避ける形で分布しており、施設緑地や地域制緑地の確保量は十分とは言えない。

そのため、みどりの充実を目指して、緑化地域、地区計画等緑化率条例制度、市民緑地制度などの活用による私有地の緑化の促進を検討する。また、道路、公共施設、民間施設などの緑化等により、市街地におけるみどりある潤い空間の充実に努める。

【中部広域都市圏：広域緑地計画実現のための施策の方針図】



## 4. 名護都市圏

### (1) 圏域の現状と課題

名護都市圏は、北部3村（国頭村、大宜味村、東村）から連なる自然性の高い森林、海岸域に広がる良好なサンゴ礁、本部半島の石灰岩特有の自然の地形と植生等、規模の大きい良好な自然環境を有しており、これらのみどりに包み込まれるように市街地、集落が成立している。

また、名護都市圏は本島北部の中心都市であり、開発・整備が進展しており、これらと調和する自然的環境の保全、身近なみどりの環境の保全と活用の検討が求められる地域である。

国道58号沿道背後一帯に市街地が広がり、その背後に山林が広がる。また、羽地内海、東海岸の久辺三区など、広い市域に集落が点在し、豊かなみどりとともに、良好なサンゴ礁を有する美しい海域が広がっている。

名護中央公園、21世紀の森などは周辺市町村も含めて活用されており、広域的な機能を有する。西海岸側、東海岸側ともに民間のリゾート施設が立地しており多くの人々が訪れている。また、プロ野球のキャンプ地として利用されている公園もあり、観光に寄与している。

圏域全体としては、みどりが豊かである一方、市街地内にはみどりが少なく、市民のため緑地空間の創出や緑化の推進など、暮らす人々と訪れる人々に優しいみどりの創出が望まれる。

### (2) 基本方針

- ・名護都市圏は、市街地の占める割合は小さいものの、まとまりのある市街地を中心とした良好な都市環境の形成を目指して自然や景観を活かし、拠点となる公園緑地の整備、回廊となるみどりの保全・形成を図る。
- ・まちを包む名護湾のみどりの縁取りの形成、海と島と山の魅力を高める拠点の形成、やんばるの森と海の持続可能な環境の形成、森や海の恵を感じる水辺環境の形成を図る。
- ・市街地には海に面した21世紀の森が整備され、スポーツ・レクリエーションに活用されており、名護都市圏を特徴づける公園といえる。その他の市街地内の都市公園も活用促進を図り、みどり豊かな圏域の形成を図る。
- ・社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地のもつ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」、「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進する。

- 拠点となるみどりの整備（規模 10 ha以上の根幹的都市公園等）
  - ・北部の交流の拠点としてスポーツや防災避難の場となる拠点公園を創出・確保。
  - ・世界遺産今帰仁城跡の公園化検討。
  - ・山や海の拠点整備。（名護岳、羽地ダム・多野岳、羽地内海）
- 圏域の骨格をつなぎみどりの回廊を形成するみどりの保全（地域制緑地等の形成・保全）
  - ・市街地の外周に地域制緑地の形成（風致地区・緑地保全地区等の指定、市民緑地制度の促進・連携などを検討）
- 身近な公園緑地の整備
  - ・住区基幹公園の整備を促進する。また、民間による市民緑地の整備を促す。
- 緑化の促進
  - ・公共施設や民有地における緑化を促進し、緑陰のある潤いあるみどりのまちを目指す。

### （3）みどりの将来像

- ①名護湾岸を囲むみどりの帯を充実させて圏域の拠点都市に相応しい環境を形成する。
  - ・名護市街地を囲む北部圏の中心地で、みどりに恵まれた都市環境の形成を目指す。
  - ・名護岳、嘉津宇岳の山稜と自然海岸、屋部川・田園緑地・丘稜部をみどりの骨格とし、名護中央公園をはじめとするみどり拠点の充実を図る。中心部をみどりの地域とし緑化軸でつなぐ。
- ②羽地地域を構成するみどりを生かしてやんばるに広がるみどりの地域環境を形成する。
  - ・多野岳から北の山稜、羽地内海をみどりの帯とする構成を維持し、保全と活用を両立させ羽地ダムや内海海岸部に拠点のみどりを創出する。
- ③東海岸地域の集落と周辺のみどりや海と調和したみどりの環境を形成する。
  - ・大浦湾周辺の防風林や防潮林やマングローブ林などの豊かな水辺のみどりの保全、体験学習などの活用を促進する。
  - ・やんばるの森や農地などのみどりの保全と活用により、みどりの地域の形成を図る。



## (4) みどりの確保水準

都市公園等として整備する緑地の目標水準（1人当たり公園面積）、市街地及びその周辺に確保する緑地量及びみどりの確保目標を以下のとおり設定する。

## ①都市公園等の整備すべき目標水準

| 現況                     | 目標                     |
|------------------------|------------------------|
| 123.4ha                | 151.0ha                |
| 19.8 m <sup>2</sup> /人 | 24.4 m <sup>2</sup> /人 |

## ②緑地確保の目標水準

| 市街地+周辺における緑地確保の目標量 | 市街地+周辺に対する割合 |
|--------------------|--------------|
| 2,670.2ha          | 80.3%        |

## ③みどりの目標水準

| 圏域面積       | 担保量       | 総量         |
|------------|-----------|------------|
| 21,038.0ha | 6,264.1ha | 17,385.3ha |
|            | 29.8%     | 82.6%      |

## (5) みどりの配置方針

## ●特徴ある亜熱帯沖縄の豊かな自然を永続させるみどりづくり

- ・名護都市圏を囲む山頂部、名護岳と多野岳の頂部緑地を自然共生回廊の拠点として維持し、自然の保全・活用拠点を形成する。
- ・関連する地域制緑地を生かして北部脊梁山系に続く名護岳・多野岳山稜、羽地ダム一帯のやんばるの森としての保全、ブセナ海域の保全、大浦湾の良好な海域の保全策を進める。

## ●沖縄の地理的・歴史的経緯から育まれてきた歴史的文化を継承するみどりづくり

- ・名護城跡とこれに連なるみどりの保全を図る。

## ●災害から生命や財産を守り、生活環境の改善につながる安心快適なみどりづくり

- ・まちの周囲に津波避難にも対処する広域の防災公園の確保を検討する。
- ・21世紀の森公園の海岸緑地の充実・21世紀の森づくりをさらに進めて津波対策緑地とする。
- ・名護のまちに接する斜面を防災緑地帯として保全する。
- ・名護の幸地川と道路を防災緩衝帯として整備し、まちを安心快適に楽しい所とする防災緑地のネットワークの形成を図る。

## ●健康増進、余暇活動、体験型レクリエーションを享受する癒しと潤いのみどりづくり

- ・市民と北部圏の県民や来訪者が集うスポーツ・レクリエーション公園の形成を図る。21世紀の森公園の文化の公園としての役割、名護中央公園の風致探勝公園としての機能にスポーツ拠点機能を加える北部地域拠点公園形成の具体化を検討していく。候補地は名護浦公



園（拡大・改良）、丘陵部適地（防災公園対応）、ブセナリゾート丘陵部（公園化検討）等。  
 ・海岸部の整備として喜瀬公園の供用を進め、羽地内海、東海岸でのみどりの整備を検討する。

●自然豊かで魅力あふれる沖縄らしい風景を保全・創出するみどりづくり

- ・市街地を囲む名護岳、嘉津宇岳のスカイライン、その前面の斜面のみどりを保全する。
- ・嘉津宇岳等の石灰岩地に特徴的なみどりの景観を保全する。
- ・名護湾、羽地内海、大浦湾の水面景観の保全を図る。
- ・眺望の優れた圏域であり、嵐山、多野岳等の眺望点の保全と整備を図る。
- ・21世紀の森公園～安和の採石場採石跡地の緑化や、羽地内海の景観の回復を図る。

(6) 公園緑地等の整備目標及び配置の方針

- ・名護都市圏は、20.0 m<sup>2</sup>/人に達しているため、既存施設の維持管理と質の向上を促進する。
- ・また、公園整備と合わせて市街地周辺の森や歴史文化財との調和や既存の公園施設等と連携を図り、公園機能の適切な配置を検討する。

| 種別                         | 配置方針   | 平成27年                  | 目標                     |
|----------------------------|--|------------------------|------------------------|
| 住区基幹公園                     | 街区公園 1 m <sup>2</sup> 以上を満たすよう、特に市街化進展範囲での配置に努めます。 | 5.4 m <sup>2</sup> /人  | 5.9 m <sup>2</sup> /人  |
| 都市基幹公園                     | 住民 1 人当たり 1.5 m <sup>2</sup> 以上の運動公園の配置に努めます。      | 3.8 m <sup>2</sup> /人  | 5.8 m <sup>2</sup> /人  |
| 広域公園                       | 名護中央公園（名護城公園）の供用促進と整備を図ります。                        | 9.5 m <sup>2</sup> /人  | 11.5 m <sup>2</sup> /人 |
| その他の公園緑地<br>（都市基幹公園、特殊公園等） | 北部都市圏の中核的都市として、スポーツや海をテーマとした整備を図ります。               | 1.2 m <sup>2</sup> /人  | 1.2 m <sup>2</sup> /人  |
| 合計                         |  | 19.8 m <sup>2</sup> /人 | 24.4 m <sup>2</sup> /人 |

(7) 風致地区・緑地保全地域等の指定の方針

- ・名護都市圏においては、現在指定されている地域制緑地の維持を図る。

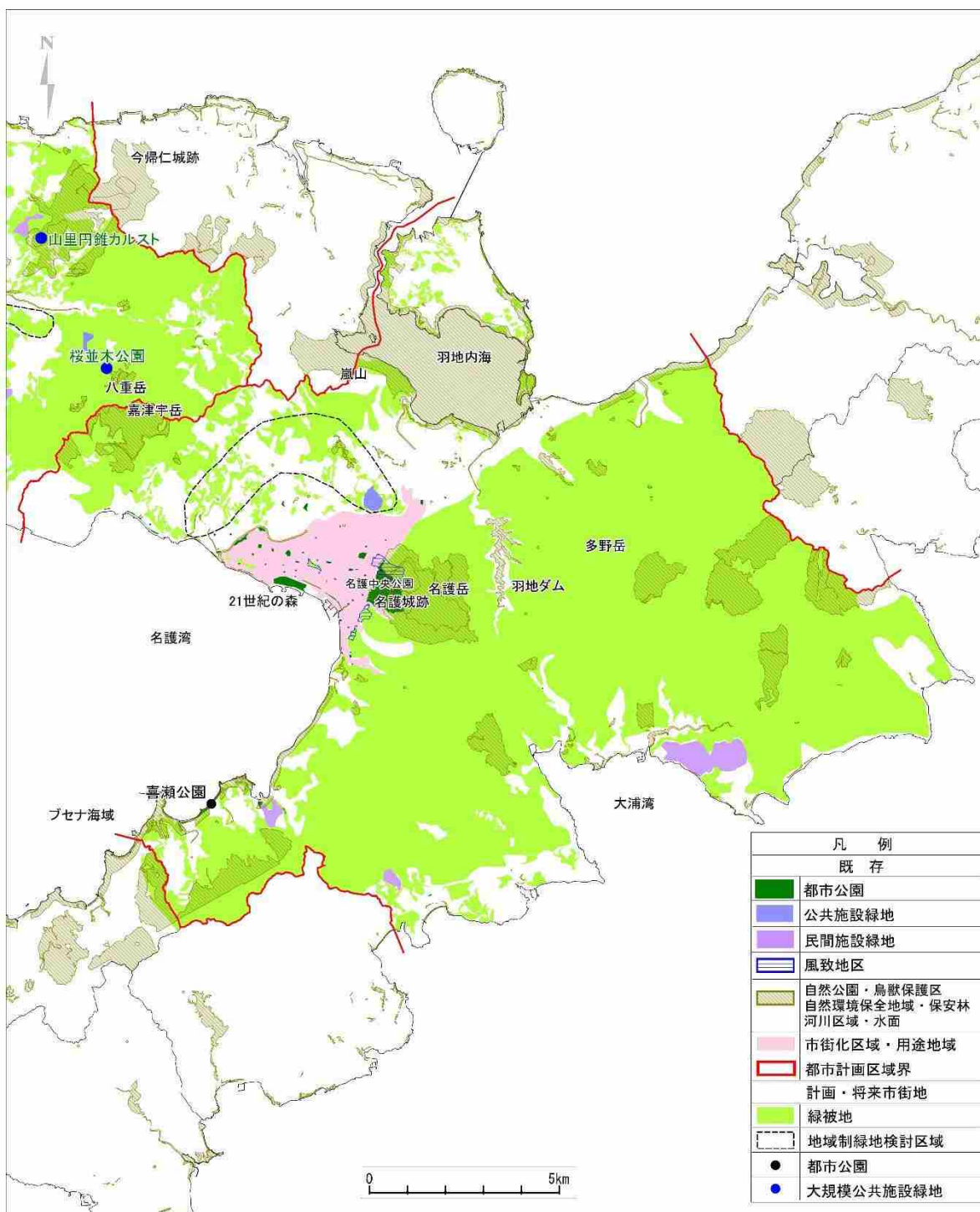
| 種別            | 配置方針  | 平成27年     | 目標        |
|---------------|---|-----------|-----------|
| 風致地区          | 名護市街地の東側を囲む九年又等既指定 4 地区の保全を図ります。                                    | 45.4ha    | 45.4ha    |
| その他の地域制<br>緑地 | 現行の国定公園、鳥獣保護区、自然環境保全地域、天然記念物、保安林等の郊外の緑地については、指定の継続・拡充、維持管理の充実に努めます。 | 3,097.1ha | 3,097.1ha |
| 合計            |   | 3,142.5ha | 3,142.5ha |

## (8) 緑化に関する方針

名護都市圏は、本島北部の中心都市であり、名護湾に向けて市街地が広がっている。市街地背後には自然のみどりが存在するが、市街地内ではみどりの少ない状況である。

そのため、みどりの充実を目指して、緑化地域、地区計画等緑化率条例制度、市民緑地制度などの活用による民有地の緑化の促進を検討する。また、道路、公共施設、民間施設などの緑化等により、市街地におけるみどりある潤い空間の充実に努める。

【名護都市圏：広域緑地計画実現のための施策の方針図】



## 5. 本部都市圏

### (1) 圏域の現状と課題

本部都市圏は、北部3村（国頭村、大宜味村、東村）から連なる自然性の高い森林、海岸域に広がる良好なサンゴ礁、本部半島の石灰岩特有の自然の地形と植生等、広大で良好な自然環境を有しており、これらのみどりに包み込まれるように市街地、集落が成立している。

本部都市圏には、県内有数の観光地となっている国営沖縄記念公園海洋博覧会地区があり、多くの観光客が訪れている。また、隣接する名護市から豊かな山林が続き、円錐カルストは本部都市圏を特徴づける空間となっている。

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区は、都市公園として整備されており、本部都市圏の1人当たり都市公園面積は、県内の都市計画区域市町村と比較すると高い値を示しているが、住民に身近な住区基幹公園が不足しており、その整備のあり方について検討が望まれる。

本部港は、周辺離島への航路を有しており、交流拠点として機能を生かすための緑化の促進などにより潤いのある地域の整備が望まれる。

### (2) 基本方針

- ・本部都市圏は、用途地域を持たない都市圏であり、中心集落である役場周辺、本部港渡久地地区、市場等を中心として、豊かな自然環境のなかに点在する集落をみどりの回廊として結び、隣接する市町村と連携を図り、住民や観光客にとって魅力あるみどりの形成を図るものとする。
- ・本部都市圏は、本部港渡久地地区周辺が中心的市街地として機能している。周辺が山々に囲まれているため、穏やかさを感じる空間となっており、これを維持するとともに身近なみどりを創出し、潤いある市街地形成を促進する。
- ・社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地のもつ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進する。

#### ●拠点となるみどりの整備（規模10ha以上の根幹的都市公園等）

- ・世界遺産今帰仁城跡の公園化検討。
- ・山や海の拠点整備。（八重岳、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区、本部港渡久地地区など）

#### ●圏域の骨格をつなぎ、みどりの回廊を形成するみどりの保全（地域制緑地の形成・保全）

- ・市街地の外周に地域制緑地の形成（風致地区・緑地保全地区等の指定、市民緑地制度の促進・連携などを検討）

#### ●身近な公園緑地の整備

- ・住区基幹公園の整備を促進する。また、民間による市民緑地の整備を促す。

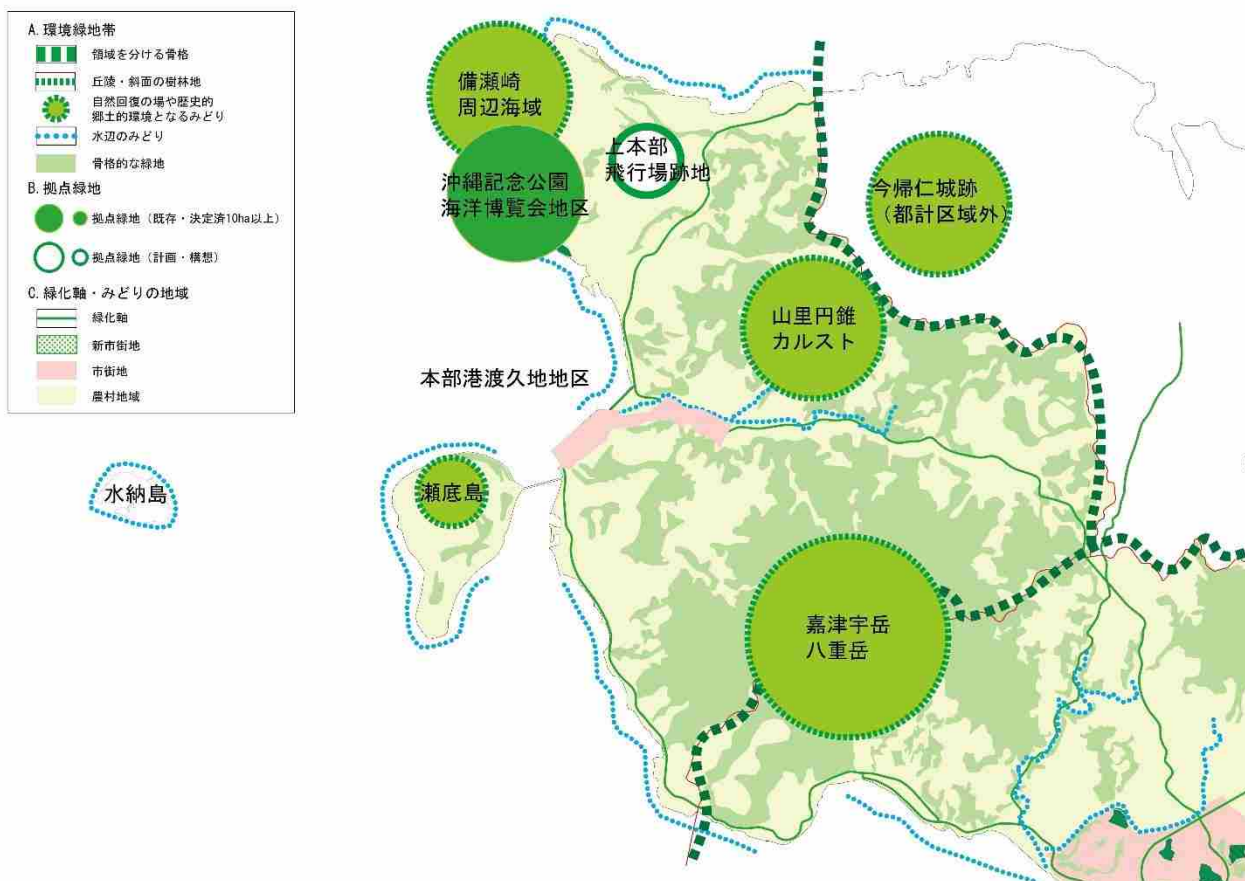
#### ●緑化の促進

- ・公共施設や民有地における緑化を促進し、緑陰のある潤いあるみどりのまちを目指す。

(3) みどりの将来像

- ①本部地域を構成するみどりを生かして、自然とふれあえる地域環境を形成する。
  - ・ 国営沖縄記念公園海洋博覧会地区をみどりの拠点とし、八重岳、山里円錐カルスト地域、満名川、海岸・島しょ部等をみどりの回廊として活用を図る。
  - ・ 港湾、海岸部を水辺のみどりにして道路の緑化軸でつなぐ。
- ②周辺の名護都市圏と連携し、やんばるに広がるみどりの地域環境を維持する。
  - ・ 山里円錐カルスト地域は、本圏域を特徴づけるところであり、隣接する名護市や今帰仁村と連携したみどりの環境を維持する。
- ③沖縄の原風景を生かした歴史・文化拠点環境を形成する。
  - ・ 備瀬の集落を中心に、昔ながらの生活の知恵を生かした集落の景観を形成する。
  - ・ 世界遺産である今帰仁城跡を歴史拠点とし、他圏域と連携した歴史回廊を形成する。

【本部都市圏：みどりの将来像図】



#### (4) みどりの確保水準

都市公園等として整備する緑地の目標水準（1人当たり公園面積）、市街地及びその周辺に確保する緑地量及びみどりの確保目標を以下のとおり設定する。

##### ①都市公園等の整備すべき目標水準

| 現況                     | 目標                     |
|------------------------|------------------------|
| 73.5 ha                | 99.7ha                 |
| 54.2 m <sup>2</sup> /人 | 85.5 m <sup>2</sup> /人 |

##### ②緑地確保の目標水準

| 市街地+周辺における緑地確保の目標量 | 市街地+周辺に対する割合 |
|--------------------|--------------|
| 1,714.6ha          | 95.8%        |

##### ③みどりの目標水準

| 圏域面積      | 担保量       | 総量        |
|-----------|-----------|-----------|
| 5,430.0ha | 1,700.6ha | 3,527.5ha |
|           | 31.3%     | 65.0%     |

#### (5) みどりの配置方針

##### ●特徴ある亜熱帯沖縄の豊かな自然を永続させるみどりづくり

- ・地域制緑地を生かして山里円錐カルストの特徴的な石灰岩地形の保全と活用、瀬底島・水納島・本部海域の保全策を進める。

##### ●沖縄の地理的・歴史的経緯から育まれてきた歴史的文化を継承するみどりづくり

- ・世界遺産今帰仁城趾の公園化を検討し、琉球歴史回廊の形成を進める。

##### ●災害から生命や財産を守り、生活環境の改善につながる安心快適なみどりづくり

- ・まちの周囲に津波避難にも対処する広域の防災公園の確保を検討する。
- ・本部の満名川と道路を防災緩衝帯として整備し、まちを安心快適に楽しい所とする防災の緑地のネットワークの形成を図る。

##### ●健康増進、余暇活動、体験型レクリエーションを享受する癒しと潤いのみどりづくり

- ・国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の未整備部分の整備を進めて、北部観光の拠点機能の拡充を図る。
- ・本部都市圏の住区基幹公園の充足を図り、公園ネットワークの形成を検討する。

##### ●自然豊かで魅力あふれる沖縄らしい風景を保全・創出するみどりづくり

- ・市街地を囲む嘉津宇岳のスカイライン、その前面の斜面のみどりを保全する。
- ・嘉津宇岳、山里円錐カルスト等の石灰岩地に特徴的なみどりの景観を保全する。
- ・備瀬のフクギ並木等、特徴的な集落景観を保全する。
- ・瀬底島・水納島の水面景観の保全を図る。

- ・眺望の優れた圏域であり八重岳、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区、今帰仁城跡等の眺望点の保全と整備を図る。

#### (6) 公園緑地等の整備目標及び配置の方針

- ・本部都市圏は、大規模な国営公園により 20.0 m<sup>2</sup>/人に達しているもの、住区基幹公園が不足している。そのため、身近な公園の確保を促進する。
- ・また、公園整備と合わせてやんばるの森や歴史文化財との調和、既存の公園施設等と連携を図り、公園機能の適切な配置を検討する。

| 種別                         | 配置方針                              | 平成 27 年                | 目標                     |
|----------------------------|-----------------------------------|------------------------|------------------------|
| 住区基幹公園                     | 都市計画決定公園の整備を促進する。                 | 1.3 m <sup>2</sup> /人  | 4.0 m <sup>2</sup> /人  |
| 広域・国営公園                    | 国営沖縄記念公園海洋博覧会地区が配置されており、整備の促進を図る。 | 53.0 m <sup>2</sup> /人 | 81.5 m <sup>2</sup> /人 |
| その他の公園緑地<br>(都市基幹公園、特殊公園等) | 八重岳周辺地域の公園化など、町の公園事業を基本に具体化を検討する。 | 0.0 m <sup>2</sup> /人  | 0.0 m <sup>2</sup> /人  |
| 合計                         |                                   | 54.2 m <sup>2</sup> /人 | 85.5 m <sup>2</sup> /人 |

#### (7) 風致地区・緑地保全地域等の指定の方針

- ・本部都市圏における骨格的なみどりについて、風致地区等の指定を検討する。
- ・本部都市圏においては、現在指定されている国定公園等の地域制緑地の維持を図る。

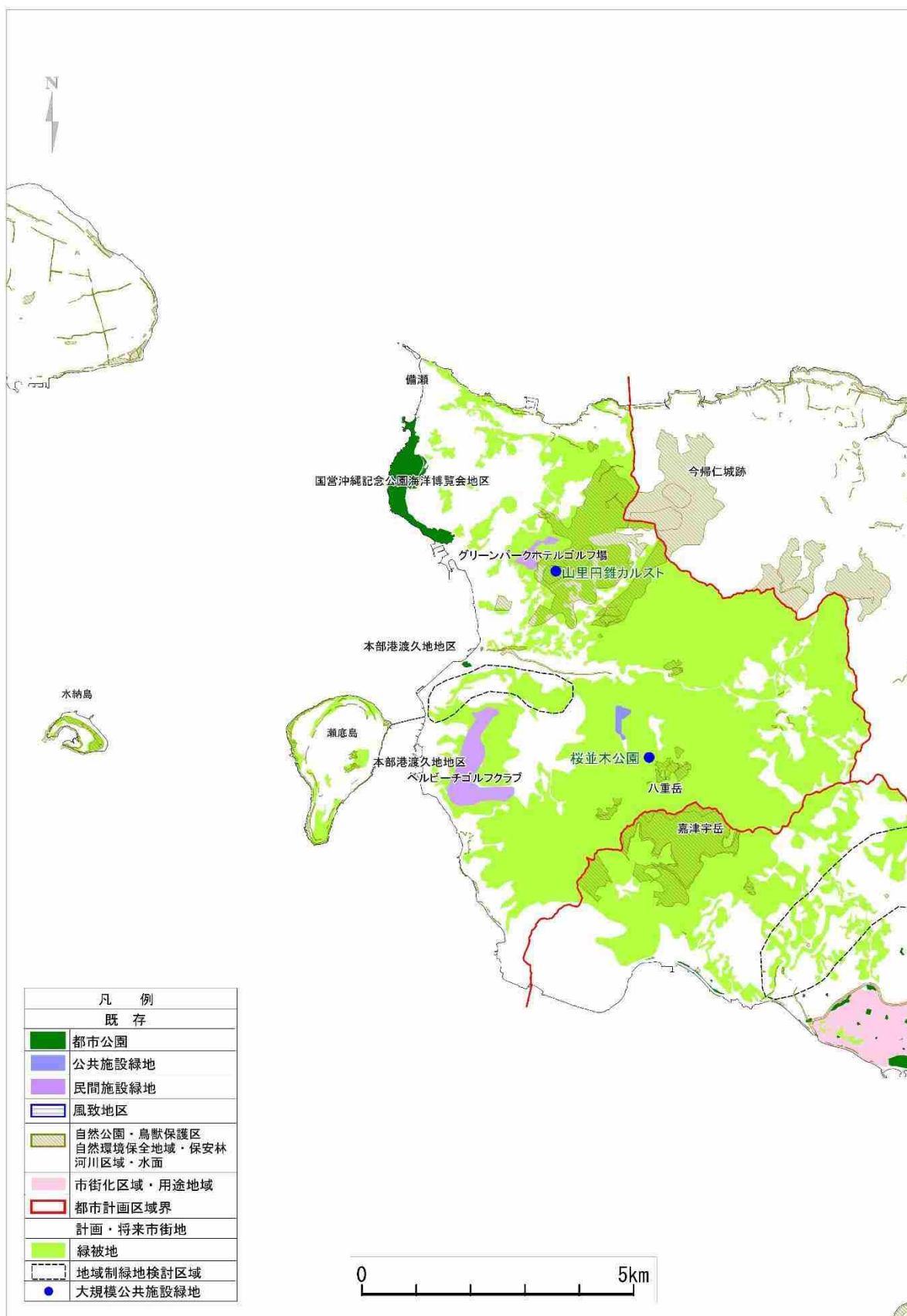
| 種別                           | 配置方針  | 平成 27 年 | 目標      |
|------------------------------|---|---------|---------|
| 風致地区<br>(緑地保全地域<br>特別緑地保全地区) | 中心集落周辺のみどりの骨格・緑地回廊を形成する新規の指定を検討する。            | 0.0ha   | 50.0ha  |
| その他の<br>地域制緑地                | 現行の保安林や国定公園等の郊外の緑地については、指定の継続・拡充、維持管理の充実を進める。 | 512.4ha | 512.4ha |
| 合計                           |   | 512.4ha | 562.4ha |

#### (8) 緑化に関する方針

本部都市圏は、名護都市圏に隣接する自然のみどり豊かな地域であり、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区には多くの観光客が訪れている。

豊かなみどりに加えて、さらなる魅力向上を目指して、市街地や各集落においては緑化地域、地区計画等緑化率条例制度、市民緑地制度などの活用による民有地の緑化の促進を検討する。また、道路、公共施設、民間施設などの緑化等により、市街地におけるみどりある潤い空間の充実に努める。

【本部都市圏：広域緑地計画実現のための施策の方針図】



## 6. 宮古都市圏

### (1) 圏域の現状と課題

宮古都市圏は、石灰岩台地の平坦な地形を基盤に、森林は少なく田園地域が広がり、川がなく地下水で成り立っている地域であり、このため美しいサンゴ礁海域が周囲を取り巻いていることが特徴となっている。

また、活動的なスポーツ・レクリエーション、マリンスポーツが活発に行われ、人々のふれあいや交流が盛んな圏域となっている。

中心市街地は港と一体に発達し土地利用の密度は高いが、周辺部にはみどりも配置され、まとまりのある構成を維持してきた。しかし、港湾の拡大や空港の整備により都市的土地利用が用途地域周辺に広がる傾向にある。市街地の周辺における良好な都市環境の形成、その圏域環境とのつながりを確保して、その中心となるみどりの形成が望まれる。

(仮称)宮古広域公園の整備が計画されており、市民や来訪者に活用されることが期待される。また、住民に身近な公園などみどりの量の確保とともに、観光地に相応しい樹木や花木による緑の創出など、みどりの質の向上について検討が望まれる。

### (2) 基本方針

- ・石灰岩の台地に自然を広げるみどりの帯の形成、海を育むみどりの環境の充実、丘の眺望と海辺のふれあいを楽しむ拠点の確保を図る。
- ・宮古都市圏は、山が存在せず平坦な地形でみどりを感じる空間が少ないことから、市街地の緑化を促進し、住民や来訪者に優しいみどり豊かな空間づくりを進めていく。
- ・社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地の持つ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進する。

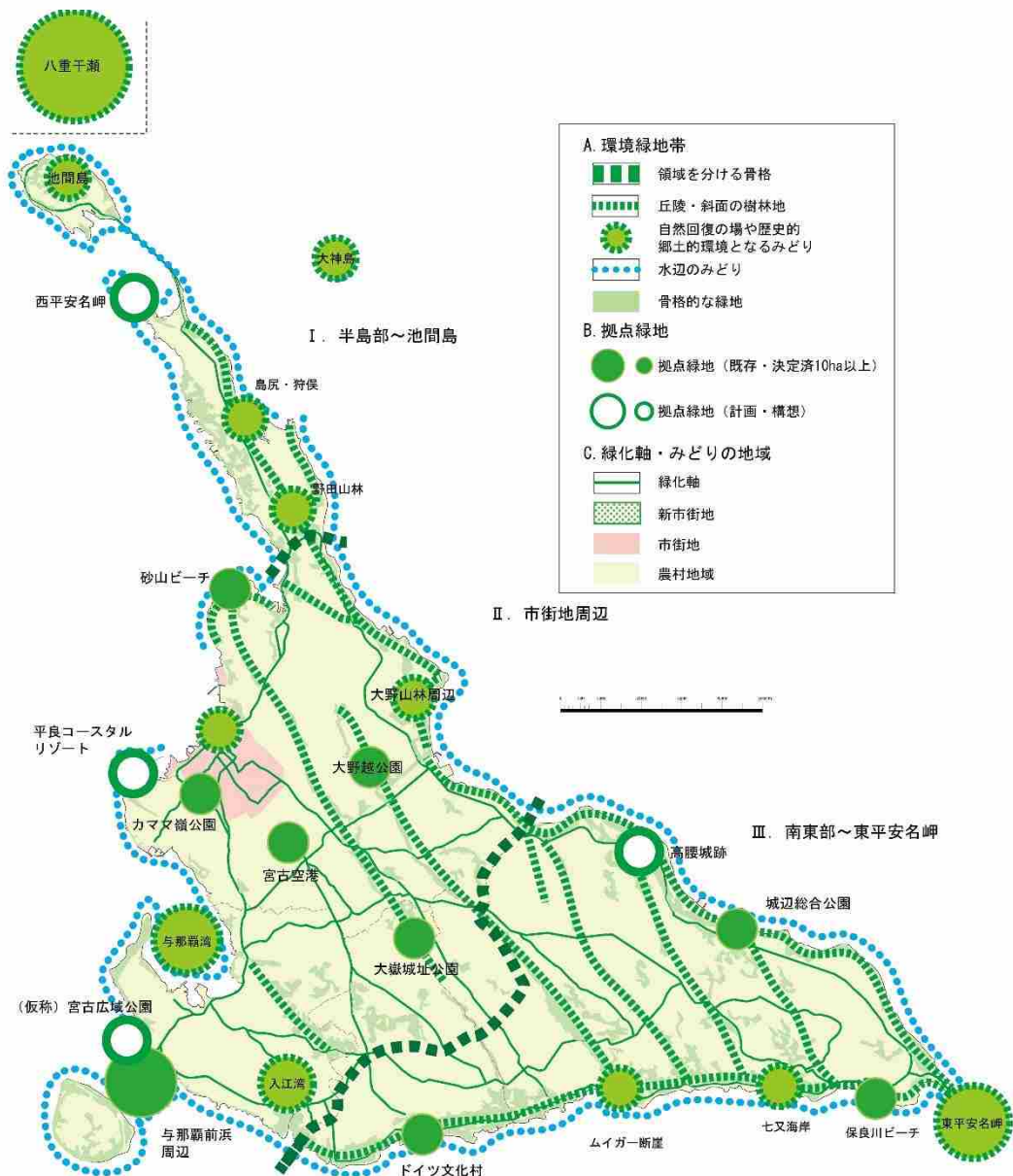
- 拠点となるみどりの整備（規模 10 ha以上の根幹的都市公園等）
  - ・宮古都市圏への配置が求められている（仮称）宮古広域公園の確保。
- 回廊を形成するみどりの保全（地域制緑地等の形成・保全）
  - ・市街地周辺を囲むみどりの帯の形成と森林の拡大、海岸環境の充実。  
（風致地区や緑地保全地域等の指定、市民緑地制度の促進・連携などを検討）
- 身近な公園緑地の整備
  - ・住区基幹公園の整備を促進する。また、民間による市民緑地の整備を促す。
- 緑化の促進
  - ・公共施設や民有地における緑化を促進し、緑陰のある潤いあるみどりのまちを目指す。



(3) みどりの将来像

- ①半島部・池間島地域を構成するみどりを生かして、海とふれあえる地域環境を形成する。
  - ・森林や海岸線のみどりの帯の構成を維持し、みどりの拠点として充実を図る。
- ②中心市街地周辺のみどりの構成を強化して、圏域の中心に相応しいみどりの環境を形成する。
  - ・海岸線や断層崖斜面と大野山林、市街地周囲の田園緑地をみどりの帯とし、既存の拠点に加えて海も活用する広域的なみどりの拠点（仮称）宮古広域公園を整備し、港湾・空港、開発地・市街地をみどりの地区として、環境や景観形成そして観光に資するみどりの形成を図る。
  - ・東西軸の道路や防風林を緑化軸として強化し、地域環境の安定と景観の向上を図る。
- ③南東部・東平安名岬地域を構成するみどりを生かして、優れた景観の地域環境を形成する。
  - ・海岸崖線や断層崖斜面のみどりを維持し、みどりの拠点として充実を図る。

【宮古都市圏：みどりの将来像図】



## (4) みどりの確保水準

都市公園等として整備する緑地の目標水準（1人当たり公園面積）、市街地及びその周辺に確保する緑地量及びみどりの確保目標を以下のとおり設定する。

## ①都市公園等の整備すべき目標水準

| 現況                     | 目標                    |
|------------------------|-----------------------|
| 107.5ha                | 397.3ha               |
| 21.9 m <sup>2</sup> /人 | 89.8m <sup>2</sup> /人 |

## ②緑地確保の目標水準

| 市街地+周辺における緑地確保の目標量 | 市街地+周辺に対する割合 |
|--------------------|--------------|
| 5,829.3ha          | 93.5%        |

## ③みどりの目標水準

| 圏域面積       | 担保量        | 総量         |
|------------|------------|------------|
| 16,530.0ha | 11,071.1ha | 13,210.8ha |
|            | 67.0%      | 79.9%      |

## (5) みどりの配置方針

## ●特徴ある亜熱帯沖縄の豊かな自然を永続させるみどりづくり

- ・大野山林一帯の樹林地を、生態系の基盤となる自然環境の拠点として保全する。
- ・宮古都市圏の地形や自然環境を特徴づけ、地下水涵養上重要な石灰岩堤のみどりを保全する。
- ・池間島の湿地は動植物の生息地として重要であり、その自然環境の保全を図る。
- ・希少な鳥類が飛来するなど生態系基盤として重要な与那覇湾の自然環境を保全する。
- ・宮古都市圏南部～東部、七又海岸から東平安名岬へと続く切り立った断崖を覆う隆起サンゴ礁の植生が広がる範囲の保全を図る。
- ・八重千瀬一帯をはじめ宮古島を取り巻く優れたサンゴ礁海域を保全する。

## ●沖縄の地理的・歴史的経緯から育まれてきた歴史的文化を継承するみどりづくり

- ・大嶽城跡、高腰城趾一帯のみどりを宮古の歴史文化とふれあえる場所として充実整備を図る。
- ・豊見親墓や井戸(ウリガー)、小丘に残る御嶽など郷土資源その一帯のみどりの保全、修復を図る。

## ●災害から生命や財産を守り、生活環境の改善につながる安心快適なみどりづくり

- ・カママ嶺公園を、津波にも対処できる市街地の避難公園として再整備を検討する。
- ・市街地内の道路を防災緩衝帯として緑化の充実を図る。
- ・島の環境を維持していくため石灰岩堤をつなぐ緑地帯、防風林帯の形成を進める。
- ・これらの公園緑地や緑化軸はまちを快適に過ごせる場所として整備を図り、市街地内の公

共緑地や連絡道路と結び防災緑地網を形成する。

●健康増進、余暇活動、体験型レクリエーションを享受する癒しと潤いのみどりづくり

- ・植物園や博物館がある大野越公園（大野山林）一帯から海岸にかけては、宮古都市圏の散策や交流の拠点及び海へのアプローチ拠点として位置づける。
- ・市街地に隣接する平良港コースタルリゾート計画の整備を進め海域利用の起点にする。
- ・砂山ビーチ、与那覇前浜周辺のリゾート地、東平安名岬公園、保良川ビーチ、ドイツ文化村など、レクリエーション拠点の充実を図り、道路のネットワーク整備の充実を図る。
- ・宮古都市圏の観光振興の拠点になり、様々な体験・交流の場となる広域公園の創出を図る。

●自然豊かで魅力あふれる沖縄らしい風景を保全・創出するみどりづくり

- ・宮古島の特徴エリアである次の箇所を景観保全地域として維持していく。西平安名岬、砂山ビーチ、与那覇前浜、与那覇湾、池間島、狩俣森林、島尻マングローブ、入り江湾、石灰岩堤の植物景観等。
- ・次の眺望地点を整備する。東平安名崎、大嶽城趾公園、来間大橋、池間大橋付近等。
- ・伊良部大橋からの景観対象となる西海岸の海岸景観の保全や緑化、宮古空港へアプローチする道路の緑化を推進。
- ・圏域の特性を生かし、新たなみどりの拠点となる（仮称）宮古広域公園の計画を推進する。

（6）公園緑地等の整備目標および配置の方針

- ・宮古都市圏は、20.0 m<sup>2</sup>/人に達しているため、既存施設の維持管理と質の向上、計画公園の整備を促進する。
- ・また、（仮称）宮古広域公園の計画を推進し、既存の公園施設等と連携、公園機能の適切な配置に努める。

| 種 別                      | 配置方針   | 平成27年                  | 目標                     |
|--------------------------|--|------------------------|------------------------|
| 住区基幹公園                   | 住区基幹公園の水準は充足しており、1 m <sup>2</sup> 以上の街区公園の配置に努める。        | 6.0 m <sup>2</sup> /人  | 8.0 m <sup>2</sup> /人  |
| 都市基幹公園                   | 住民一人当たりの水準4.5 m <sup>2</sup> は既に到達しており、今後はこれらの内容の充実に努める。 | 7.6 m <sup>2</sup> /人  | 10.1 m <sup>2</sup> /人 |
| 広域公園                     | （仮称）宮古広域公園の整備を推進する。                                      | 0.0 m <sup>2</sup> /人  | 11.6 m <sup>2</sup> /人 |
| その他の公園緑地<br>（都市緑地、特殊公園等） | 都市公園内整備水準を既に確保しており、今後はこれらの供用促進と整備を図る。                    | 8.2 m <sup>2</sup> /人  | 60.2 m <sup>2</sup> /人 |
| 合 計                      |  | 21.9 m <sup>2</sup> /人 | 89.8 m <sup>2</sup> /人 |

## (7) 風致地区・緑地保全地域等の指定の方針

- ・宮古都市圏の市街地内に存在する樹林地については、その保全を検討する。
- ・宮古都市圏において、骨格的なみどりについては風致地区等の指定を検討する。
- ・既に指定されている地域制緑地については、その維持を図る。

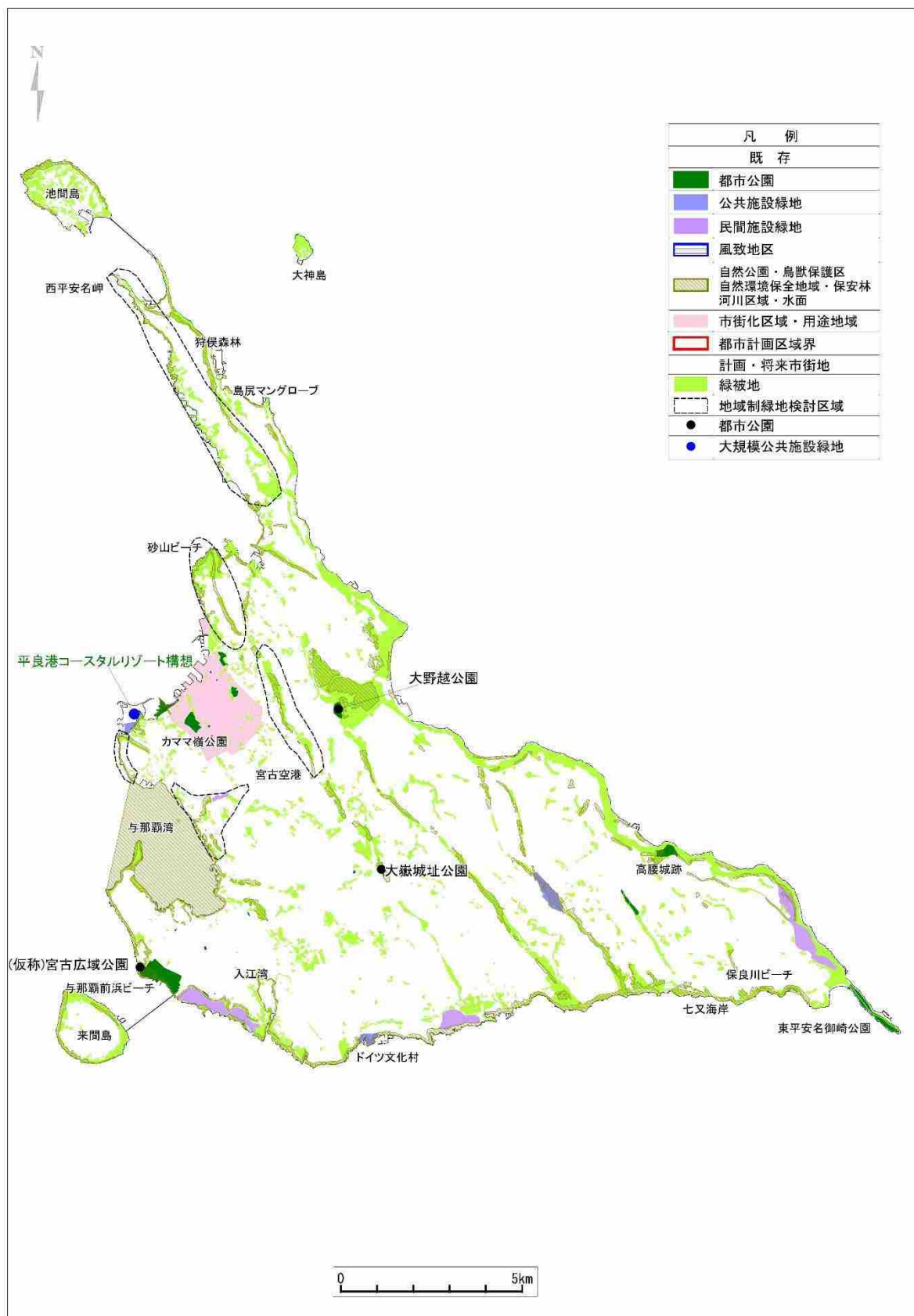
| 種 別                        | 配置方針  | 平成27年   | 目標      |
|----------------------------|---|---------|---------|
| 条例緑地                       | 用途地域内の自然環境の要所となっている樹林地を市の条例適用を検討します。                          | 0.0ha   | 1.0ha   |
| 風致地区<br>緑地保全地域<br>特別緑地保全地区 | 周辺のみどりの骨格の形成やアプローチ区間の景観効果の高い範囲に風致地区か緑地保全地域、特別緑地保全地区の指定を検討します。 | 0.0ha   | 50.0ha  |
| その他の<br>地域制緑地              | 現行の保安林指定の状況を継続し、維持管理の充実を進めるとともに、鳥獣保護区の保全の強化を検討します。            | 852.1ha | 852.1ha |
| 合 計                        |   | 852.1ha | 903.1ha |

## (8) 緑化に関する方針

宮古都市圏は、山が無く、平坦な地形で農地を主体としたみどりが広がる地域である。市街地においては、みどりが少なくまちの潤いに欠けている。

そのため、市街地の魅力向上に向けて、緑化地域、地区計画等緑化率条例制度、市民緑地制度などの活用による民有地の緑化の促進を検討する。また、道路、公共施設、民間施設などの緑化等により、市街地におけるみどりある潤い空間の充実に努める。

【宮古都市圏：広域緑地計画実現のための施策の方針図】



## 7. 石垣都市圏

### (1) 圏域の現状と課題

石垣都市圏の市街地は島の南部に位置し、バナナ岳が市街地のシンボリックな背景をつくっている。島の中心に県内最高峰となる於茂登岳の山地森林地帯が存在し、名蔵川、宮良川の水系を擁して河口湿地アンパルや宮良のマングローブ林など豊かな自然環境が構成されている。また北海岸川平湾一帯や東海岸白保～平久保崎にかけてはサンゴ礁が発達した優れた海岸景勝地帯であり、本県を代表する景観地域になっている。

市街地は公共施設・商業地域・港湾や漁港地域を中心に住宅等が立地している。市街地の東側は都市的土地利用計画が検討され、市街地南側は港湾の整備が進み埋立地が広がっている。

市街地の外縁から背後にかけてのみどりの環境を整え、広大な埋立地においては緑化を促進するとともに、景観性を強調した圏域環境の形成を進めていく必要がある。

用途地域が指定されている市街地の背後にはみどりが広がり、石垣島全体でみどり豊かな空間を形成している。於茂登岳やバナナ岳などの山林、川平湾、名蔵アンパルなどの湾や湿地帯、フルスト原遺跡など歴史資源についても様々な表情を持っており、これらを保全し活用するための手法について検討が望まれる。

一方で、市街地はコンパクトに形成されているものの、新港地区や石垣空港跡地といった開発地区もあるため、市街地内の身近なみどりや緑化空間の充実が望まれる。

### (2) 基本方針

- ・石垣都市圏は、市街地周辺に豊かなみどりが多く存在しており、大きな魅力となっている。しかし、市街地においては、身近な公園や緑化空間が少ないことから、みどりの充実を図り、魅力向上を促進する。
- ・社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地のもつ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進する。
- ・まちを囲む丘のみどりの充実と港のみどりの形成、山と入り江と岬が織りなす豊かな自然の保全、山裾の広がりやサンゴ礁の縁取りが魅力のみどりの景観の充実を図る。

#### ●拠点となるみどりの整備（10 ha以上の根幹的都市公園）

- ・フルスト原遺跡周辺の公園化と観音堂歴史公園の再編。

#### ●市街地外周の回廊を形成するみどりの保全（地域制緑地等の形成・保全）

- ・前勢丘～バナナ丘～宮良川河口に至る緑地的環境の保全（風致地区・緑地保全地域等の指定、市民緑地制度の促進連携など検討）

#### ●身近な公園緑地の整備

- ・住区基幹公園の整備を促進。また、民間による市民緑地の整備を促す。

#### ●緑化の促進

- ・公共施設や民有地における緑化を促進し、緑陰のある潤いあるみどりのまちを目指す。

(3) みどりの将来像

①市街地からバナナ岳一帯地域のみどりの構成を維持して、景観に優れた都市環境を形成する。

- ・バナナ岳の稜線と自然の海岸線や市街地周囲の田園緑地をみどりの骨格とし、バナナ公園を中心にみどりの拠点の充実・創出を図る。市街地のみどりを充実させ、港湾開発地をみどりの地区とし、海岸線や河川、道路の緑化軸を形成する。

②名蔵・川平地域等を構成するみどりを生かして、自然景観の優れた地域環境を維持する。

- ・於茂登岳の稜線、名蔵湿地、川平湾等のみどりの骨格の構成を維持し充実を図る。

③宮良川から北東部地域のみどりを生かして、自然景観の優れた地域環境を維持する。

- ・宮良川、白保海岸、平久保崎やサンゴ礁の海岸線等、みどりの帯の構成を維持し、活用することで充実を図る。新石垣空港は、緑化を推進する。

【石垣都市圏：みどりの将来像図】



## (4) みどりの確保水準

都市公園等として整備する緑地の目標水準（1人当たり公園面積）、市街地及びその周辺に確保する緑地量及びみどりの確保目標を以下のとおり設定する。

## ①都市公園等の整備すべき目標水準

| 現況                     | 目標                     |
|------------------------|------------------------|
| 243.2 ha               | 412.9 ha               |
| 49.5 m <sup>2</sup> /人 | 82.1 m <sup>2</sup> /人 |

## ②緑地確保の目標水準

| 市街地+周辺における緑地確保の目標量 | 市街地+周辺に対する割合 |
|--------------------|--------------|
| 2,952.3ha          | 77.6%        |

## ③みどりの目標水準

| 圏域面積       | 担保量        | 総量         |
|------------|------------|------------|
| 22,338.0ha | 17,899.4ha | 19,726.5ha |
|            | 80.1%      | 88.3%      |

## (5) みどりの配置方針

## ●特徴ある亜熱帯沖縄の豊かな自然を永続させるみどりづくり

- ・バナナ岳から前勢岳の山々、西側海岸部富崎の台地、於茂登岳や野底周辺につながる山地に成立している亜熱帯の多様な生態系の保全を図る。
- ・川平湾、東側海岸～平久保半島に至る海域のサンゴ礁、生態系の保全を図る。
- ・名蔵川、宮良川沿いに分布する緑地と生態系の保全を図る。
- ・屋良部半島、平久保半島の特徴的な緑地と生態系の保全を図る。

## ●沖縄の地理的・歴史的経緯から育まれてきた歴史的文化を継承するみどりづくり

- ・フルスト原遺跡周辺の公園化と観音堂歴史公園の再編を進める。
- ・平得アラスク村遺跡、川平貝塚、桃里恩田遺跡等、史跡・遺構等と一体のみどりを保全活用する。
- ・集落内の郷土資源と共に残された樹林の保全、修復を図る。

## ●災害から生命や財産を守り、生活環境の改善につながる安心快適なみどりづくり

- ・市街地の広域避難場所である石垣市中央運動公園を、防災拠点としての機能を確保するため、必要な整備を推進する。
- ・市街地の道路の緑化を進めて緩衝緑地帯を形成し、防災緑地のネットワーク化を図る。

## ●健康増進、余暇活動、体験型レクリエーションを楽しむ癒しと潤いのみどりづくり

- ・バナナ公園の供用範囲を広げ、前勢岳周辺の山林の活用と合わせて自然を活かしたレクリエーション拠点の形成を図る。



- ・石垣港新港地区に、海洋レクリエーションの拠点を配置、整備する。
- ・川平のリゾート周辺のみどりの充実（緑化、修景）を図る。

●自然豊かで魅力あふれる沖縄らしい風景を保全・創出するみどりづくり

- ・市街地の背景となるバナナ岳から前勢岳の山岳景観を保全する。
- ・名蔵湾・川平湾の湾内景観、名蔵アンパルの湿地景観、野底マーペー・平久保崎・玉取崎等の特徴ある景観、白保海岸～平久保半島の海岸景観などの保全を図る。
- ・主要な眺望点の一角を修景整備し、利活用の促進を図る。また、これらの場所からの景観の保全を図る。（バナナ岳、川平湾、玉取崎、平久保一帯等）
- ・石垣港一帯の海岸地域と新石垣空港の緑化を進める。

(6) 公園緑地等の整備目標及び配置の方針

- ・石垣都市圏は、20.0 m<sup>2</sup>/人に達しているため、既存施設の維持管理と質の向上、計画公園の整備を促進する。
- ・また、公園整備と合わせて周辺の自然環境や歴史文化財との調和、既存の公園施設等と連携を図り、公園機能の適切な配置を検討する。

| 種 別                  | 配置の方針  | 平成27年                  | 目標                     |
|----------------------|--|------------------------|------------------------|
| 住区基幹公園               | 住民一人あたり1 m <sup>2</sup> の街区公園、1 m <sup>2</sup> 以上の地区公園の配置に努める。 | 2.0 m <sup>2</sup> /人  | 4.0 m <sup>2</sup> /人  |
| 都市基幹公園               | 計画公園の供用の促進と整備を図る。  | 3.7 m <sup>2</sup> /人  | 7.6 m <sup>2</sup> /人  |
| 広域公園                 | 川平風致公園の供用面積の拡大を進め、自然利用と景観探訪拠点としての機能の充実を図る。                     | 42.8 m <sup>2</sup> /人 | 58.1 m <sup>2</sup> /人 |
| その他の公園緑地<br>(都市基幹公園) | 国指定フルスト原遺跡を中心とする一帯の公園化を検討する。                                   | 1.1 m <sup>2</sup> /人  | 12.4 m <sup>2</sup> /人 |
| 合 計                  |  | 49.5 m <sup>2</sup> /人 | 82.1 m <sup>2</sup> /人 |

## (7) 風致地区・緑地保全地域等の指定の方針

- ・石垣都市圏においては、市街地周辺等に存在する既存緑地について地域制緑地の指定を検討する。
- ・市街地を取り囲む骨格的なみどりについては、風致地区等の指定を検討する。
- ・既に指定されている保安林等については、その維持を図る。

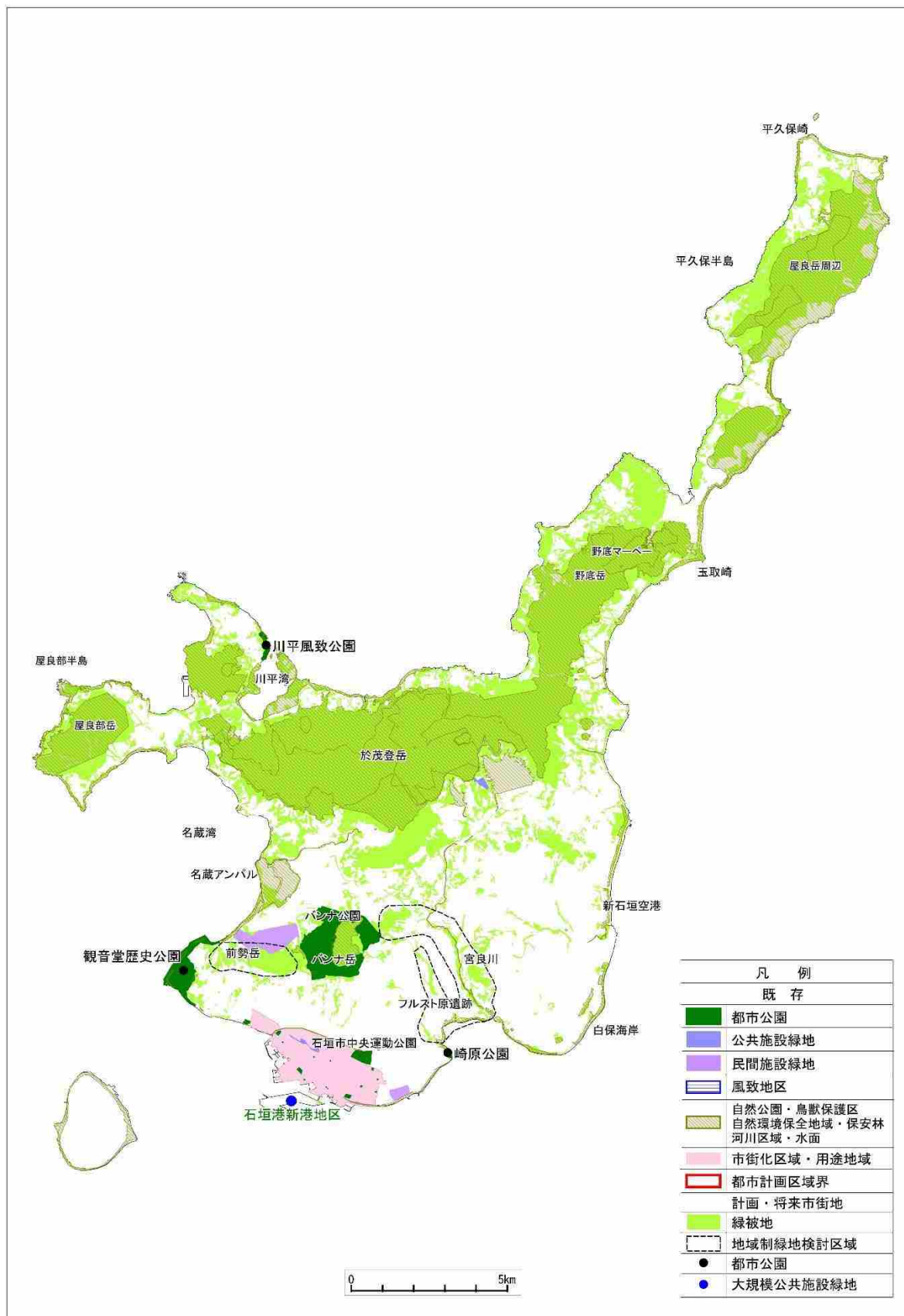
| 種 別                        | 配置の方針  | 平成27年      | 目標         |
|----------------------------|--|------------|------------|
| 条例緑地                       | 用途地域に近接してスプロールの進む地域については、既存緑地の確保を図り、地区計画等の指定を検討する。 | 0.0ha      | 20.0ha     |
| 風致地区<br>緑地保全地域<br>特別緑地保全地区 | 市街地の外周部みどりの骨格の形成を図り、景観効果の高い範囲に新規の指定を検討する。          | 0.0ha      | 50.0ha     |
| その他の<br>地域制緑地              | 現行の天然記念物、保安林の維持・充実と鳥獣保護区の保全の強化などを進める。              | 10,895.4ha | 10,895.4ha |
| 合 計                        |  | 10,895.4ha | 10,965.4ha |

## (8) 緑化に関する方針

石垣都市圏は、自然環境が豊かで島全体は山々が連なり恵まれたみどりを有する。一方、市街地においては、みどりの量が少なく潤いの不足した空間となっている。

そのため、市街地の魅力向上に向けて、緑化地域、地区計画等緑化率条例制度、市民緑地制度などの活用による民有地の緑化の促進を検討する。また、道路、公共施設、民間施設などの緑化等により、市街地におけるみどりある潤い空間の充実に努める。

【石垣都市圏：広域緑地計画実現のための施策の方針図】





## 第5章 今後に向けた展開

1. 推進の体制づくり
2. 進行管理



## 第5章 今後に向けた展開

### 1. 推進の体制づくり

都市のみどりを保全・創出し、また緑化を推進するうえで、各主体の役割の明確化が重要となる。特に、土地利用の規制誘導に係る施策展開では、関連法令に基づく施策の決定権者等の総合的な取り組みが重要となり、また近年では住民の環境意識の高まりとともに、身近な環境保全活動への参加機運の高まりや企業によるみどりの保全活動等、様々な主体による都市のみどりの保全や緑化への参加が増えつつある。

ここでは、関係施策等を踏まえ、県、市町村及び住民・NPO・企業等について、それぞれの役割として考えられる施策等を整理する。

#### (1) 県の役割

- ・広域緑地計画において、広域的な見地からみどりの保全や緑化の推進に係る指針を示す。また、社会情勢の変化等を踏まえ計画見直しを行うなど、適正な計画の運用を図るものとする。
- ・森林や農地に関する制度等の適切な運用や、自然公園の適正な管理等を実施し、広域的なみどりの骨格の保全を図る。また、県が都市計画決定権者となる風致地区（2以上の市町村にまたがる10ha以上のもの）など都市計画制度の活用や緑地保全地域制度や特別緑地保全地区制度など都市緑地法により、都市に残るみどりの保全を検討する。
- ・山のみどりの骨格軸の保全と併せ、水のみどり（河川や海岸、港湾）の保全・再生・創出により、広域的なみどりのネットワークの充実を図る。
- ・広域防災の観点や広域的なレクリエーションの観点から、県営公園の活用を図る。
- ・まちづくりにあたり、都市内のみどりの創出に努める。
- ・広域的なみどりの骨格保全等にあたり圏域内の市町村間連携の調整を行い、効率的なみどりの保全・再生を図る。特に、市街地縁辺部の斜面緑地など重要性の高いみどりについては、保全のあり方など関係市町村との連携を図る。
- ・住民や民間企業、NPO等によるみどりの保全、創出及び再生、緑化活動に係る普及啓発活動の活性化を図る。

## (2) 市町村の役割

- ・都市においてみどりの保全や緑化の推進を効率的かつ効果的に図っていくために、緑の基本計画を策定し、官民一体となった総合的かつ計画的な取り組みを推進する。また、社会情勢の変化等を踏まえ計画見直しを行うなど、適正な計画の運用を図る。
- ・都市緑地法や都市公園法、市民農園整備促進法等により、都市内・外縁部の樹林地や農地等のみどりの保全や、みどりの創出を行い、集約型都市構造に向け、都市機能の拡散を抑制し、環境と調和した持続可能な都市の実現を目指す。
- ・住宅地における屋敷林や樹林地等の身近なみどりについて、地区計画等の活用や市民緑地制度により保全を図る。
- ・みどりの不足している市街地等において、緑化地域制度により緑化地域の指定を行い民有地の緑化誘導を促進する。
- ・地球温暖化防止対策や生物多様性保全に配慮し、市街地における建築敷地内の緑化を促進する。
- ・住民や民間企業、NPO 等によるみどりの保全・緑化活動に係る普及啓発活動の促進を図る。

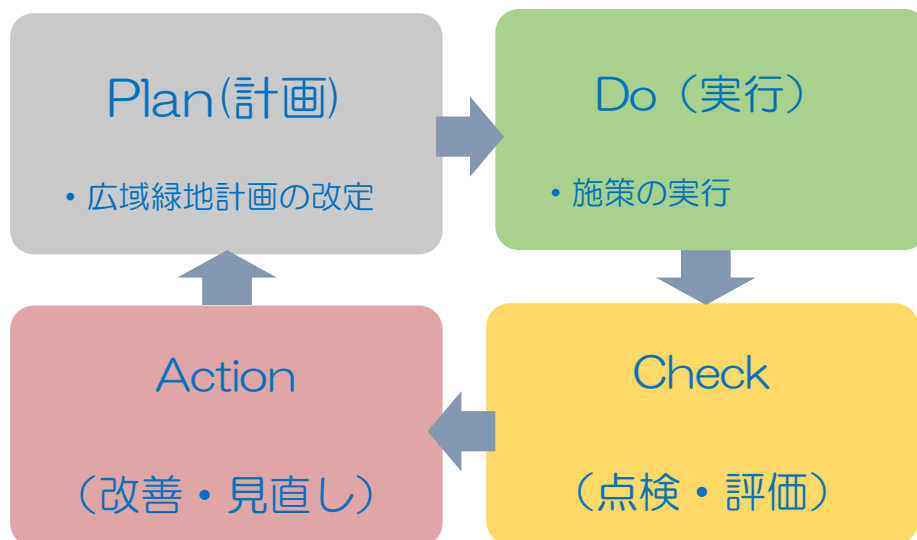
## (3) 住民、NPO、企業等の役割

- ・緑地協定制度により、住民等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、地域住民の協力で良好な居住環境の形成を促進する。
- ・市民緑地制度により、土地所有者や人工地盤・建築物等の所有者と市町村が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開し、地域に開かれた緑地形成を促進する。
- ・緑化地域制度により、市街地の緑化を促進する。



## 2. 進行管理

- ・本計画は、概ね20年後を見据えながらみどりのまちづくりの方向性を示したものであり、その実現に向けた具体的な施策や事業については都市計画の分野だけでなく、多様な施策や事業を社会経済情勢も踏まえながら、段階的に実施していくことが必要となる。
- ・このため、本計画の達成状況等について庁内の連携・調整のもと評価と検証を行い、上位計画や社会情勢、住民意向等に整合した計画となることを目指す。
- ・進行管理はPDCAサイクル手法を用い、市町村と県が連携をとりながら各種施策の推進を図るものとする。
- ・計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Action）のサイクルを継続的に進めて、概ね10年後に施策の進捗点検を行い、目標の達成状況を評価して、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・沖縄県広域緑地計画と関連する、都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン及び市町村緑の基本計画について改定等があった場合には、必要に応じて本計画の見直し等、適切な対応に努める。



【PDCAサイクルのイメージ】



## 沖縄県広域緑地計画

発行年：2018年（平成30年）3月＜改定＞

2002年（平成14年）3月

発行：沖縄県 土木建設部

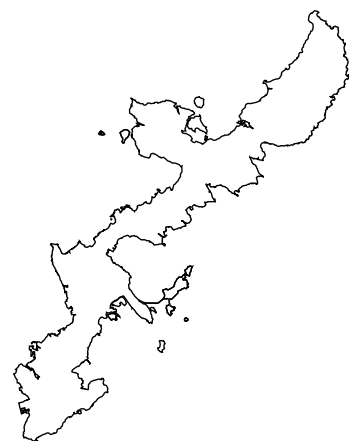
編集：沖縄県 土木建設部 都市計画・モノレール課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

TEL 098-866-2408







OKINAWA  
沖縄県

